

平成27年度

決算審査特別委員会会議録

平成28年 9月13日 開会

平成28年 9月15日 閉会

大樹町議会

平成27年度決算審査特別委員会会議録（第1号）

平成28年9月13日（火曜日）午後1時開議

○議事日程

委員席の指定

- 第 1 委員会記録署名委員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成27年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 3 認定第 2号 平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
- 第 4 認定第 3号 平成27年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 4号 平成27年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 5号 平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 6号 平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 7号 平成27年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 8号 平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第10 認定第 9号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定について

○出席議員（10名）

1番 船戸健二	3番 杉森俊行	4番 松本敏光
5番 西田輝樹	6番 菅敏範	7番 高橋英昭
8番 安田清之	9番 志民和義	11番 柚原千秋

○欠席議員（0名）

10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

総務課長	松木義行
企画商工課長兼航空宇宙推進室長 兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長 兼尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修

農林水産課長兼町営牧場長
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長

瀬 尾 裕 信
鈴 木 敏 明

<教育委員会>

学校教育課長兼学校給食センター所長

角 倉 和 博

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

議選監査委員

齊 藤 徹

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長

小 森 力

係 長

鎌 塚 喜代美

◎開議の宣告

○西田委員長

ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

委員席につきましては、ただいまご着席のとおりと指定いたします。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○西田委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

8番 安田清之委員

9番 志民和義委員

を指名いたします。

◎日程第2 認定第1号

○西田委員長

日程第2 認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第10認定第9号平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定についてまで、以上、9件については、去る9月9日の本会議において、提案理由と内容の説明が既に終わっております。

お諮りします。

認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第9号平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定についての以上9件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めていきたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの9件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

次に、質疑に入りますが、その前にご連絡いたします。

理事者より、本委員会での各会計決算の審議に際し、主幹、係長等も説明員として出席させたい旨の要請がありましたので、これを認めることにいたしたいと思っております。なお、主幹、

係長等からの説明については、特に理事者から申し出があった場合に限り、委員長において指名することといたしますので、ご了承願います。

また、質疑に当たり、事項別明細書に記載されていない事項については、総括質疑でお受けすることといたします。

また、関連質疑については、さきの質疑者が終了してから新たに質疑されるようお願いいたします。

日程第3 認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定についての件を議題といたします。

最初に質疑を行います。

質疑は、歳出歳入の順で行います。初めに、歳出からページを区切って、款ごとに質疑をお願いいたします。

それでは、決算書の66ページから67ページの1款議会費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしということで、これをもって質疑を終了いたします。

次に、66ページから109ページの2款総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

81ページの9節旅費、核兵器廃絶平和宣言等推進事業派遣者費用弁償ということが出ています。この内容についてお聞かせください。

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ご説明申し上げます。この核兵器廃絶平和宣言等推進事業費の派遣者費用弁償につきましては、大樹高校生1名を長崎原爆平和記念式に派遣をしてございます。随行職員1名でございます。8月9日が式典でございました。

以上でございます。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

長崎？

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

長崎でございます。

○西田委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ99ページ、2項町税費なのですが、滞納整理機構へ負担金として43万6,000円、負担金として支払っていると思うのですが、金額がどのように計上されているか不明でありますので、ある場所と、どういう名目になっているか、とりあえず説明をお願いします。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

説明いたします。ただいま99ページ、滞納整理機構への負担金について、どのように計上されているかということをございましたけれども、99ページ、19節十勝圏複合事務組合負担金の20万1,000円。それから、二つに分かれていまして、もう一つは、国保事業の特別会計のほうに盛り込まれてございます。同じく事項別明細書247ページになりますが、国保会計総務費、町税費の負担金、補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金として23万5,000円ということで、合わせての合計額が滞納整理機構のほうに負担金として納められております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

わかりました。それで、この比率というか、金額の振り分けにつきましては、たしか件数は4件か5件ぐらいだったと思うのですが、金額によって、対応した金額によって合計支払いも比率で分けているという理解でいいですか。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

該当案件、今、お話ありましたように4件ということで、27年度出しております。負担金の一般会計と国保会計の振り分けにつきましては、その4件に該当する税目としてお願いしている金額を一般の税と、それから国保税とに分けて、その比率によって負担割合を分けているということをご理解いただきたいと思います。

○西田委員長

よろしいでしょうか。

菅委員。

○菅敏範委員

75ページの総務費18節備品購入費なのですが、どこかで補正予算があったかどうか、ちょっと理解をしていなかったものですから、肖像画購入で37万8,000円、支出されているのですが、これは何の肖像画だったか教えてください。

○西田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

75ページに掲載しています肖像画37万8,000円でございますけれども、歴代町長につきましては、町長室の前に肖像画を飾るということで、伏見前町長が4月30日をもって退職なされましたので、6月の定例会だと思っておりますけれども、それに合わせ肖像画の予算を補正して、肖像画をかけさせていただいたものでございます。

以上です。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時15分

○西田委員長

再開いたします。

休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時25分

○西田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

次に、108ページから131ページの3款民生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

125ページの11節需用費、ご説明があったのですが、入浴者の日数、それから営業日数、入浴人数、ご説明あったのですが、1万1,000人ということで大変な人数だなということでございますけれども、この浴場のことについて今後とも残してほしいという声がありますが、その方向でぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○西田委員長

総括でお願いします。

ほかにありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費、111ページ、20節の扶助費なのですが、福祉灯油の助成です。401世帯、419万4,712円、この401世帯の中で灯油の現物と、商品券の1万2,000円もらった人がいるのですが、最初にこの割合を教えてください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

福祉灯油の商品券と灯油の割合ということですが、商品券につきましては123件、灯油につきましては378件、商品券につきましては123件ということになっておりまして、トータルで401件ということになっております。

以上でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

それで灯油378の商品券123だよ、トータル401、いいのでしょうか。(発言する者あり)378だよ。合わないな。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

申しわけありません。数字、お答え間違えました。灯油のほうにつきましては278件、商品券につきましては123件のトータル401件でございます。失礼いたしました。

○西田委員長

よろしいでしょうか。

菅委員。

○菅敏範委員

福祉灯油の助成でありますので、私的に言うと、基本は灯油を150リットルですね、それをですが、商品券もオーケーということで、それもありだと思いますが、ただ、冬期間の

寒いときの灯油ですから、実は商品券にというのは希望だと思うのですが、できる限り灯油で支給をするというのが基本でないかと思うのですが、商品券で欲しいという人の意向で強い希望なんかがあったら教えてください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

基本的には福祉灯油ということで、当初、委員がおっしゃるように灯油ということもありましたが、例えば、灯油を使わないお宅もあるということで、そういったところは該当するけれども、もらえない。例えば、何と言うのでしょうか。暖房器具が灯油を使わないようなケースもあるということで、そういう場合に商品券もということで希望があったものですから、そういう部分も含めて商品券での対応をという経過があったということでございます。

以上でございます。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

111ページ、報償費8節、イベント協力団体報償費8万円と、こういうふうに出ているわけですが、団体が何ぼで、それから11節から流用しているのですが、この理由は何なのかお聞かせください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ここの報償費につきましては、敬老会に出させていただいたイベントをお願いしている団体等への謝礼となっております。大樹民謡友の会、アーリー大樹ドリームコーラスということで、フラダンスとコーラスと民謡ということでなっております。大樹民謡友の会につきましては、従前は大樹町の方のみでお願いしていたのですが、ちょっと高齢等もあって出たけけない部分もあって、お一人、芽室のほうから民謡の先生にご出席をしていただくということを急遽お願いすることになりまして、その方の分ということでお金を、報償費が足りなくなったということで、11節のほうから流用させていただいたということでございます。

以上でございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

急遽、大樹の方に今まではお願いしていて、高齢で先生いなくなったという理由でいいのですか、要は、その歌う方。けれども、出ていましたよね、たくさん。何で芽室からとい

うことになったのか、その理由がはっきり、高齢によりということであれば、大樹の方全員高齢なのでしょう。そこら辺がはっきりしないのですが。では、今後は、ほかから呼んでくるときはこうなのだと、予算で計上しておいて、流用というのはちょっとおかしいなという部分があるのですが、ここら辺の考え方をちょっと教えてください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大樹民謡友の会につきましては、歌っていただける方と演奏していただける方ということで、三味線と尺八とかお願いしていたのですけれども、尺八の方につきましてはちょっと身体の調子もよくないということで、お願いできないということになりました。民謡をお願いしている、歌をうたっていただいている方にご相談させていただきたいところ、芽室のそういった先生がいるので、そういった先生に頼んでみてはどうかいうことを言われまして、お願いしてみたら、来ていただけるということだったのですけれども、わざわざそちらから来ていただくということで、こちらのほうでお願いした経過もあったもので、その分別途といえますか、報償費のほうを上乗せさせていただいたというような経過がございます。

以上でございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

そうしたら2万円は、その先生に行ったという解釈でいいのですね、そういうことですね。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

杉森委員。

○杉森俊行委員

生花、晩成が片道60キロで計算しているのですが。

○西田委員長

ページをお願いします。

○杉森俊行君

129ページです。児童の送迎なのですけれども、生花、晩成は片道60キロで計算して、旭、中島、浜大樹、石坂は往復で計算しているのですけれども、これはなぜなのですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

児童の送迎についてですが、生花、晩成につきましては朝の便のみバスで送っているということで、帰りはスクールバス等に混乗しておりますので、そういったことで片道のみを計

算でやっているということになっております。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

それであれば、旭、中島も昼からというか、帰りの場合はスクールバスでやってもいいのではないかという気がするのですが、浜大樹、これは石坂になっていますけれども、浜大樹、石坂、何で組んでいるのかというのがわかりませんが、

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

児童の送迎につきましては時間等もございまして、スクールバスとの混乗につきましては、帰りの時間帯ですと子供たちの都合があるということなのですが、旭、中島のほうについては、従来より送迎バスで行き帰りさせていただいております。子供たちの基本的には自宅前ということでの送迎をしているということもございまして、なかなかそういった部分でスクールバスで混乗できる部分、できない部分があるということもございまして、従来よりそういう方法をとらせていただいていたというような経過がございます。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

浜大樹、石坂は何でこういうふうに組んでいるのですかと聞いたのですが、浜大樹と石坂というのはこういうふうに違うでしょう、ルートが。それなのに何でこういうふうに組んでいるのですか。それともこれ一緒なの。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

方角的には、そちらのほうでまとめてというような形でさせていただいているということ、あるいは石坂の保育所が閉所した際にそこも含めてという、浜大樹が従来、保育所がありまして、そこが閉所した際に、そこから走らせているというような経過もあって、浜大樹、石坂というような路線を組んでいるということになっております。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

この人数は6人とか8人とかなっているのですが、旭、中島、石坂というのはわか

るのですけれども、浜大樹だけは何で石坂を抜いているのですか。行って、また戻ってくるという感じでしょう。それが、何でこういうふうになっているのか、聞いているのですけれども、浜大樹、萌和ならわかる、何で石坂に戻るのか。

○西田委員長

暫時休憩いたします。

暫時休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○西田委員長

再開いたします。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

車につきましては10人乗りとなっております、子供、児童も8人までしか乗れないということになっております。委員おっしゃるように、距離的な部分はあるかと思えますけれども、子供の割り振りということも含めまして、浜大樹、石坂というような経路をとらせていただいているようなところでございます。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

それであれば12人でも13人でも乗れるバス買えばいいのだ。今回、バス、買うのでしょ。それが10人乗りのバスを買うのだったら、旭、中島方面を12人なら12人、13人なら13人乗るバスを買えばいいのではないのという気がするのですけれども、わざわざ浜大樹から石坂を通るということは、すごく不利な感じがするのですけれども、どうなのでしょう。

○西田委員長

どうでしょうか。総括にさせていただいたらと思うのですが。

ほかに質疑ありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

129ページの13節委託料で131ページにまたがります。広域入所児童措置業務、これ何名分でしょうか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

2名分でございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

どこの町村か、ちょっと教えてください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大樹から広尾の保育所に入所させていただいている児童が、2名ということでございます。その分の広尾へのお支払いということでございます。

以上でございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

ちょっと関連あるので、これと逆なケースはありますか、大樹で預かっている。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ちょっと今すぐはわからないのですが、ケースとしてはございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

今現在、そういう例ではないですか。過去にあったことはわかっていますけれども。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今現在、広尾から来られている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

111ページ、老人福祉施設費の14節使用料及び賃貸料で、緊急通報用電話端末機の仮設料なのですが、当初予算で28万1,000円を見ていまして、10万4,652円の支出。前年までに70台ぐらいが設置をされていて、残っている戸数もあるということで、今回、28万1,000円に対して執行金額が少ないということは、必要がなかったのか、希望し

なかったのか、まだ残っている戸数がどのぐらいあるのか、ちょっとわかっている範囲で教えてください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

緊急通報につきましては、27年度末で66件の設置をしております。設置につきましては、27年度中の新たな設置につきましては4件、転居等に伴う移動が2件、撤去が8件ということになっております。緊急通報につきましては、このリース制度に変えてから希望される方に、希望されて該当する方について全てつけられるようになっておりまして、台数の制限等はありません。そういった意味で、望まれる方が若干少なかったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西田委員長

ほかに。

杉森委員。

○杉森俊行委員

131ページ、備品購入費、園児送迎用ワゴンと書いてあるのですが、これはさっき言ったとおり、旭、中島のほうでこれは10人乗りなのなのですが、15人とか20人乗りを用意すればいいだけの話ではないですかということを行っているのです。そうすれば、70キロの範囲はクリアできるのではないですかということを行っているのですけれども、何でこういうふうに考えないでやっているのですかと、聞きたいのです。

○西田委員長

同じようなことですので、これについても総括でお願いしたいと思います。

杉森委員。

○杉森俊行委員

127ページ、賃金、臨時指導員賃金、臨時代替保育士賃金、調理員賃金、臨時調理員賃金、臨時栄養士賃金、臨時保育士賃金とあるのですが、これは南保育所とか北保育所だけなのか、それとも尾田の保育所も入っているのですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

127ページに記載されている賃金、臨時指導員賃金は学童保育所ですが、そこ以外の賃金の部分につきましては、尾田認定こども園に係る分の賃金でございます。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

尾田では、こういうことはやらないという話ではないですかね、そういうことを話して尾田の認定こども園というのは1回否決されたのですけれども、それを復活させたという経緯があるのではないのですかね。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

尾田認定こども園につきましては、27年度に、27年の4月からということでお認めいただき、開設させていただいたということでございます。その部分で当初、例えば臨時調理員等の賃金等につきまして当初予算でお認めいただいた部分と、あと補正で出させていだいて、お認めしていただいた部分とということで、予算のほうつけさせていただきます、その中で保育士等を雇って執行させていただいたというようなことでございます。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

何かだまされているみたい感じするのだけれども、尾田のあれはやらないということではないですか。それで1回否決したけれども、また復活させてやったということなのではないですか。

○西田委員長

これについてもどうでしょうか、総括でお答えいただくような内容かなと思うのですが。安田委員。

○安田清之委員

131ページ、どうも流用が広域入所児童業務の中に、4節から82万5,000円流用と、これ項目的には大丈夫なのですか。これ職員、4節では共済費から措置費を流用すると、これ問題はないのですか。何で82万5,000円も流用しなければいけなかった理由をお聞かせください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ここにつきましては、前のページでございますけれども、129ページの大樹保育園児童対策児童措置業務ということで、法人にお願いしている措置業務の分をお支払いするという部分がございます、その部分が不足したということでございます。

ちょっと経過をご説明させていただければと思います。この部分につきましては、昨年、国のほうで緊急措置対策ということで、保育士を確保するための処遇改善を行うということになりました。処遇改善行った市町村、あるいは市町村の法人保育所等については、処遇改

善を行った分の金額をお支払いするということになりました。この部分、法人のほうでも処遇改善をしてくださるということで申請をしまして、認めていただきまして、その分を上乗せして措置業務のほうでお支払いするということでした。

この部分につきましては、昨年12月に申請して認められていたという経過がございます。本来であれば、その時点で措置費が足りなくなる、法人にお渡しするお金が足りなくなるということで補正を上げて、その分を上乗せしていくということだったのですが、措置業務の分につきましては、児童の出入り等もあることから、3月にというふうに、あわせてというふうに思っておりました。ところが3月のところで、実際、その処遇改善に係る部分の上乗せ部分を見込んだ形での補正を上げなかったということで、金額が足りなくなってしまうというようなことがございました。その部分については、私のほうでの確認がきちんとできてなかったということで、私のほうの作業上のミスでございます。そういったことで、足りなくなった部分を流用させていただいたというような経過がございます。

以上でございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

後づけなのですよ、どうも、いつも。今回の問題も含めて、余り言いませんが、後づけ、後づけ。やっちゃってからではなくて、やっぱり予算が足りなかったら補正を出す。我々にきちっと、こういうことで補正を出しますというのが理屈だというふうに、僕は思っております。村田課長、自ら申し訳ないということですから、それ以上はやりませんが、こういう再々同じことをやられておると、不信感を抱きます。本当から言えば、まだあるのですよ、これ。137万円流用しているわけだよ。こんな大きなものを流用したり、補正したり、これはやっぱり職員、人数が足りなくてできないのかどうなのか。担当部署ですから、能力がなくてできないのか、我々を欺いているのかという3点しかないのですよ。現実的に。

私、本当にこれちょっと腹を立てております。あたなのところ、流用、多いのだよ。これは業務怠慢、しっかりやっていただくようお願いをしておきます。それ以上はやめますけれども、町長には、後で総括でもう一度聞きますから、よろしくお願いします。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

111ページの1項1目社会福祉総務費の19節負担金で、昨年実施をした臨時福祉給付金なのですが、実績としては606世帯、908人で、1人6,000円かな。この要件としては非課税世帯で、かつ要件に該当した者に対して支払うということで、606世帯、908人に対して、1人6,000円で544万8,000円ですね。この内訳として非課税世帯であるけれども、要件を満たさなくて該当しなかった戸数というのは、この606世帯ブ

ラスどのぐらいあるのですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

対象者は、実際1,146名おりましたけれども、申請した数は、それより少ないということになっております。ただ、この部分につきましては、申請されておられませんので、その方が実際、住民税が課税か非課税かという確認はしてはおりません。ただ、前年度からずっとやってきている経過もあって、そういう見込みのある方については申請をしてくださいということで、通知は差し上げているところでございます。菅委員おっしゃるような、非課税だけれども、該当しない方というような形で的人数というのは、数字的には押さえておりません。

以上でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

解釈としたら、それでは担当課のほうでは、申請すれば6,000円もらえる人が1,146名いたけれども、908人しか申請をしなかったという理解でいいですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

はい、そのとおりでございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

それともう1点、これ網が二つかかっているのですね。非課税世帯で、かつ一つの要件があって、非課税世帯でも、これがだめだったら該当しませんよということなのですよ。非課税なら全部でなくて、非課税であってもこういう生計の実態にあれば、そこは支給しませんということですから、それをはっきり把握をして、原課では1,146名いるということだから、数に該当する人は残った何人かとわかるのではないですか、そうしたら。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

要件といたしましては、委員おっしゃるように住民税が課税されてない方ということと、あわせて住民税が課税されている方の扶養になってないということが要件でございます。最初に申しました1,146というのは、住民税がかかってなくて、扶養にもなってないという方でございます。扶養になっている方がどの程度いるのかという数は、把握は、申し訳あ

りません、しておりません。

以上でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

この話は、結構いろいろな広域で話題になっていて、変なところで、おたくもらった、もらわないという話があって、そうすると、私の町では該当しますよと通知が来たという人と、我が町は来ませんという人が、いろいろあるわけですよ。聞いている話の中では。そういうのがいろいろ、井戸端会議と言ったらおかしいですけども、わっとなって、おたくが該当するのという話になって、私のほうが欲しいなとかそういう話になっているのですけれども、「かつ」の要件がずっとあって、僕も聞いています。扶養になっている人はなりません。ただ、その人数、今の1,146名が該当するとなると、該当するのに申請をしなくて、もらわなかった人もいるということだし、「かつ」の扶養になっているがゆえに、例えば申請しても該当しなかった人がいるというのは、何かそこでわかるはずなのですね、本来的にはそこは。基本的には、非課税世帯の人は当たる当たらない別にして、申請していただいて結構ですよという中身ですからね。

ですから、非課税世帯の人はみんな申請しても、あなたは該当しませんとはじかれるのだから、はじかれる人は、この人がはじかれるというのは原課で覚えているのです。そうしないと、はじきようも何もないわけだから、該当しますという返事もできないわけだから、その辺がちゃんと何とかなってないのかなという気がするのと、大樹としては属人的な通知を、該当する人に通知をしないというふうに決めたということでもいいのですね。ほかの町村別にして、それは任意の選択権だという解釈でよろしいですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

済みません。繰り返しになりますが、該当する方に送らせていただいているということで、こちらで該当しないということで、非課税世帯で該当しないとわかっている方には送っていないということです。ただ、相談で、ご本人が課税されているかどうかわからなくて、私はどうなのだろうということで相談に来られる方は実際おります。例えば、家族の方がその方を扶養に、ご本人は知らないけれども、とっているとかというようなケースはあって、扶養になっているので、扶養として見られているので該当になりませんというようなケースは実際ございました。

以上でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

そうしたら、僕の解釈は、何ら本人には役場から通知がないけれども、自分が該当しているのに申請をしなかったゆえに1,146と908の差があるのではなくて、該当する1,146人は全て通知をしましたと。ただ、通知を受け取ったけれども、申請しなかった人がいるから、申請した人は908人ということですね。了解しました。

○西田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○西田委員長

会議を再開いたします。

次に、130ページから141ページの4款衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時14分

○西田委員長

再開いたします。

次に、140ページから143ページの5款労働費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

5款労働費1項労働費1目労働諸費の19節負担金補助及び交付金のところの141ページの下段です。中小企業退職金共済掛金の助成なのですが、25万2,000円の支出とあります。これは月額5,000円を限度として、年掛金の4分の1を助成するということとありますけれども、対応は新規加入者に対する掛金の助成として、今、言いました月額5,000円限度の年掛金の4分の1を助成するという事で、25万2,000円の支出で

ありますね。この新規というところの根拠というか、その理由なのですが、新たに雇用主が
というか、新たに起業した雇用主が制度に加入するということの理解になるのか、それか、
その会社に新たに雇用した人が属人的に増えるから、例えば新しい人に対する助成なのか、
その辺の流れというか、内訳を教えてください。

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

新しく加入した企業なのか人なのかというところですが、新たな雇用の部分でございまし
て、人につくものでございます。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

例えば、こうやって聞けばいいですね。そこに10人いたけれども、11人目一人増えた
ということで、そうすると25万2,000円というのは、これは何名分という理解でよろ
しいですか。

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

19事業所、42人分の対象でございます。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

143ページの同じ19節負担金補助及び交付金のところで、一番上の通年雇用促進支援
事業負担金ですが、これについて通年雇用につながったというふうに思われる人は何人なの
でしょうか。

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

帯広南十勝通年雇用促進協議会、27年度の居住地別参加数というものは結果としてござ
います。参加者としては大樹町で18名でございます。通年雇用につながったという部分で
いきますと、こちらの資料では通年雇用につながった人数というのが、ちょっと出ておりま
せんで申し訳ございませんが、参加した人数は18名で、季節労働者の掌握している人数は
協議会登録者で19名、ハローワークで71名の90名という数字になってございます。

以上でございます。

○西田委員長

よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、142ページから165ページの6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

ほかにありませんか。農林水産業費。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

ほかに質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、164ページから173ページの7款商工費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

169ページの一番上になります。19節負担金補助及び交付金、北海道再生可能エネルギー振興機構負担金ですが、この中身について伺いをいたします。

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

北海道再生可能エネルギー振興機構という会議がございまして、再生可能エネルギーですので、太陽光、水力、その他バイオマスも含めた民間も含めたそういった再生可能エネルギーにかかわる方々の振興を図る機構でございまして、当町も加盟しまして負担金1万円を支払っているというものでございます。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○西田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、172ページから185ページの8款土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

177ページに舗装道路区画線整備業務とは、これ白線のことを言っているのでしょうか。

○西田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

舗装道路区画線整備事業につきましては、今、おっしゃられたとおり、白線のことになっておりまして、破線が21路線で、延長が1万1,885メートル、実線が3路線で延長が2,413メートル、ドット線が4路線で延長は97メートルという白線を引いてございます。

以上でございます。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、184ページから187ページの9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○西田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、186ページから229ページの10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時43分

○西田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、228ページから231ページの11款災害復旧費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

ほかにも質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、230ページから231ページの12款公債費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、230ページから233ページの13款諸支出金の質疑を行います。

質疑ありませんか。

なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、232ページから233ページ、14款予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

それでは、これをもって質疑を終了いたします。

◎閉会の議決

○西田委員長

お諮りします。

本日はこれにて延会とし、あす14日は午前10時より再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とし、あす14日午前10時より再開いたします。

◎閉会の宣告

○西田委員長

本日は、これで延会します。

延会 午後 2時46分

平成27年度決算審査特別委員会会議録（第2号）

平成28年9月14日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 認定第 1号 平成27年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 3 認定第 2号 平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
- 第 4 認定第 3号 平成27年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 4号 平成27年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 5号 平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 6号 平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 7号 平成27年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 8号 平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第10 認定第 9号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定について

○出席委員（9名）

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 船戸 健二 | 3番 杉 森 俊 行 | 4番 松 本 敏 光 |
| 5番 西 田 輝 樹 | 6番 菅 敏 範 | 7番 高 橋 英 昭 |
| 8番 安 田 清 之 | 9番 志 民 和 義 | 11番 柚 原 千 秋 |

○欠席委員（1名）

- 10番 阿 部 良 富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 布 目 幹 雄 |
| 総 務 課 長 | 松 木 義 行 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼
地場産品研究センター所長 | 黒 川 豊 |
| 住 民 課 長 | 林 英 也 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼
尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 村 田 修 |

農林水産課長兼町営牧場長

瀬 尾 裕 信

建設水道課長兼大樹下水終末処理場長

鈴 木 敏 明

会計管理者出納課長

高 橋 教 一

<教育委員会>

教 育 長

浅 井 真 介

学校教育課長兼学校給食センター所長

角 倉 和 博

社会教育課長兼図書館長

井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

鈴 木 正 喜

農業委員会事務局長

森 博 之

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

議 選 監 査 委 員

齊 藤 徹

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長

小 森 力

係 長

鎌 塚 喜代美

◎開議の宣告

○西田委員長

ただいまの出席委員は9名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○西田委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

11番 柚原千秋委員

1番 船戸健二委員

を指名いたします。

◎日程第2 認定第1号から認定第9号まで

○西田委員長

日程第2 認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第9 認定第9号平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定についてまで、以上、9件を一括議題とします。

認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定の14款予備費までの質疑が昨日終了しておりますので、本日は、認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定の歳入から質疑を始めます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳入22ページから65ページまで、一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

2点ほどあるのですが、1点ずつ。

まず、1点目ですが、59ページの雑入というところですが、宝くじ交付金収入についてお伺いいたします。

これは、どちらか、団体か何かでの交付金の対象になったのかどうか、その点を詳しくお

願いいたします。

○西田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

59ページ、雑入の宝くじの交付金収入でございますけれども、いわゆる何々ジャンボとか言われる宝くじでございますが、自治振興のために一定額を各市町村に配分されてございます。ですから、事業の目的は文化的な活動に充ててはいるのですけれども、特別の事業を行うことに対して交付金として受けたものではなく、例年どおり一定額が入ってきているというものでございます。

以上です。

○西田委員長

よろしいでしょうか。

それでは、次、お願いします。

○志民和義委員

次のページの61ページ、臨時財政対策債1節のこれは予算よりも、これは前にも聞いたと思うのですが、交付税の振り替えというふうに理解してよろしいでしょうか。

○西田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

臨時財政対策債につきましては、地方交付税の原資が国税の法定率分で足りない場合、国と地方が折半して、それぞれ起債を起こして、後ほど交付税措置を行うというもので、交付税の不足分を補う起債と考えていただいて、赤字地方債と考えていただいて結構でございます。

以上です。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

22ページ、1款町税です。

27年度決算において、町民税、個人で22万987円の不納欠損処理をしております。監査委員からの提出された意見書を拝見すると、対象は2名で、15件の事案となっております。いずれも、道外に転出した生活保護者ということで、既に時効が成立しているということなのですけれども、そこで伺いたいのは、不納欠損処理に至るまでの経緯についてお聞かせください。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、ご質問のありました23ページ、町民税、個人住民税の不納欠損についての質問にご説明させていただきたいと思います。

ただいまご質問の中で、時効による不納欠損というお話がございましたが、この不納欠損につきましては、昨日の書類審査のときにもお話しさせていただきましたように、時効による不納欠損ではございませんで、滞納処分執行停止による不納欠損ということでご理解いただきたいと思います。

それで、不納欠損に至るまでの経過ということなので、ご説明をさせていただきたいと思います。

今、お話がありましたように、対象者2名、それから年度別、期別の税項目として、15件という形で不納欠損処理をさせていただいております。現在、お二人とも町外にお住まいという形になってございます。

不納欠損の考え方といいますか、一般的な滞納処分に至る経過につきましては、まず通常の税の賦課を行います。納期限までに納税がされない場合、これに関しては、二十日以内をめぐに督促状を出すという形になってございます。その後の処理につきましては、それでも納付いただけないようなケースにつきましては、その後催告をするですとか、あるいは電話による納税の依頼をするとか、あるいはケースによっては納税相談をさせていただくというような対応をしていくというような形で、その対応については、個々のケースによりまちまちな対応をとらせていただいているところでございます。

今回の2件につきましては、町外に転出されたということもありまして、通常の処分の中では、預金の調査とか、それから、転出先の居住地のほうに所得照会といいますか、どこで勤務をしているとか、そういった分の調査などをかけさせていただいて、納税をしていただくような形で働きかけを行っていたところでございます。

最終的に、昨日お渡しした資料の中にもございますけれども、1名の方については、平成24年10月時点、それから、もうお一方については、平成25年1月時点ということですが、最終的にその時点で、所在町村のほうに照会をかけたときに、生活保護の受給者というようなことがわかりまして、それ以降の滞納額については徴収することが難しいという判断をさせてもらって、その時点で執行の停止をさせていただいております。それから3年を経過したということで、今回、不納欠損の処分をさせていただいております。

先ほど、ご質問の中で時効によりというようなお話がありましたけれども、時効の要件は、5年間その債権に対して何もしなかった場合、時効が成立ということになります。

1名の方につきましては、対象の税目が平成18年度、平成19年度ということで、これに関しては5年以上経過している、5年以上古いものになるのですけれども、これについては、それらの税を納めていただく対応をとっていることによって時効が進まないというような形になってございます。平成18年度の一番古い税目に関しましては、平成24年2月に

なりますけれども、預貯金の差し押さえをさせていただいております、その分が納税扱いになっていますので、そこから5年の時効の開始になるということで、この案件につきましては、5年の時効はまだたっていない中で滞納処分の停止を平成24年10月にさせていただいておりますので、そこから3年が経過したという内容で不納欠損させていただいています。

以上でございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

今は大樹町にいないわけですが、大樹町からいつごろ転出されたのでしょうか。まずAさん、平成18年、平成19年。

○西田委員長

林住民課長。（発言する者あり）

暫時休憩します。

暫時休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○西田委員長

再開いたします。

林住民課長。

○林住民課長

済みません。ただいま、手元に何年に大樹町から転出されたかという部分の資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお時間をいただきまして確認をさせていただきたいと思えます。平成18年、平成19年の道・町民税が対象になっていまして、その後の課税がされていないというところから見ますと、平成20年あたりというような形の予想はつきませんが、正確を期したいと思えますので、ただいま資料のほうを確認させていただいてから説明させていただきたいと思えます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

そういったことで、年度がわからないということなのですが、大樹町にいるときにそういったことはできなかったのですか、請求だとか。よそに出てから、請求してもなかなか居どころがわからないということもありますけれども、大樹町にいるときにそういった行動をとったかどうか。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

済みません。手間取ってしまいまして申し訳ございません。

本件に限らず、通常期限内に納税いただけなかった場合の対応につきましては、同じような対応をとらせていただいております。生活の状況によって、個別の相談というような形で分納などの手続をとらせていただく場合がありますが、通常の場合として、先ほど申し上げましたように、納期限後二十日以内に督促をかけて、その後の納税がされない場合については、電話による督促、あるいは催告状の送付、それから呼び出し等をして、納税相談に持っていくような手順を踏まえておまして、今回の不納欠損に該当された2名の方につきましても、同じような作業については行っているという状況でございます。

それから、必要に応じて、預貯金の調査などをかけた上で、回収可能ということであれば、そういったところからの納税をしていただくというようなことも行っております。

今、手元の中では、この対象になりました部分についての最後の部分、該当する案件の最終的な預貯金調査から差し押さえに至った部分の資料は手元に持っているのですが、その前段の町内在住時にどの程度の対応を行っていたかという部分についての資料はちょっと持ち合わせておりませんので、今、確認している資料の中であわせてお答えさせていただきたいと思います。

○西田委員長

暫時休憩します。

暫時休憩 午前10時17分

再開 午前10時21分

○西田委員長

再開します。

休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○西田委員長

再開いたします。

林住民課長。

○林住民課長

大変失礼いたしました。ちょっと資料を確認させていただいて説明させていただくという形でしたいと思います。

先ほどの続きになりますが、該当する方のうちの最初のお一方につきましては、平成18年度と平成19年度の町民税の滞納分が残っているわけですが、この方につきましては、転出日が平成19年1月22日ということになってございます。対応につきましては、先ほど説明させていただいたとおりの督促なりの対応ということになりますが、賦課分の対応、平成18年度、19年度ということで、滞納期間が短いというところから、通常の督促、それから電話による連絡等の通常のやりとり程度にとどまっていたと思われま。その後、平成19年1月という早い段階で転出されて、転出後に平成19年の課税がされるというような状況になっておりますので、その後、転出先の所在を確認したりとか、そういう中でのやりとりをさせていただいているということになってございます。

それから、もう一方のほうですけれども、こちらの方につきましては、平成23年1月8日の転出ということになってございます。この方につきましても、そういう面では、平成23年1月に転出されて、その後に平成23年度分の町民税が賦課されているということで、実質、前年の1年というようなことですので、やりとりにつきましては、通常の督促なり電話等のやりとり程度で、町内にいたときのやりとりは終了しているというふうに考えております。その後、転出先のほうに郵送する、あるいは実際に住んでいる市町村への照会等によって、その確認、連絡をとるような方法をとらせていただいているという状況でございます。

以上です。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

先ほど、強制徴収ということで、預金の差し押さえということを話されたのですけれども、こういった事実はあったのですね。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

対象になっている方のうちの、お一方のほうでございますけれども、その方については預金の調査をさせていただいて、具体的に言いますと、平成18年度期別第1期分の、そのうちの一部につきまして預金の差し押さえをさせていただいているところです。

以上です。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

私も、こういった滞納、なかなか全部回収できない部分もあると思うのですよ。それはそれでいいのですけれども、やはりどういった経過でそういった不納欠損になったかというようなことをきっちり整理して、説明できるようにお願いしたいということで、この件については終わります。

もう1点、いいですか。

○西田委員長

どうぞ、続けてください。

○高橋英昭委員

もう1点、一般会計の収入未済額なのですけれども、ちょっと私、まとめてみました。そうすると、総額で2,568万764円、このうち現年度分が493万7,854円、滞納繰越分が2,130万910円あります。

私が今質問したのは、これを全部はやりません。1点だけちょっとお聞かせください。

56ページの20款諸収入のところの災害援護資金貸付金で、収入未済額が70万4,000円あるのですよ。私の記憶では、ずっと前からあったような気がするのですけれども、この件についてどんな事案だったか、ちょっとお聞かせください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

この方につきましては、災害援護資金を貸し付けたということで、自宅が火災に遭いまして、そのために災害援護資金を貸し付けたという経過がございます。

収入は、去年は1,000円ということなのですが、ほかの町税等、使用料も含めて滞納がある方です。そちらのほうを優先に行ってもらっているということと、あと、災害援護資金につきましては、時効が成立しないようにということも含めて、少しずつではありますけれども、収入を入れていただくということで、ご本人も払える範囲ではお金をいただいておりまして、そこを税務課のほうで共同徴収というのでしょうか、まとめてとってもらって、その中の一部を入れていただいているというような経過がございます。

以上でございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭君委員

これは、何年の事案だったでしょうか。

委員長、では、質問変えます。恐らく10年以上前だと思うのですけれども、後で教えてください。

私、この事案を見て、物すごくほっとしているのですよ。というのは、1,000円入金になっていますよね。これはやっぱり担当課、やっぱりこういった徴収に当たって、少しでも入れてくれたと。それからまた、債務者も少しでも入れようという気持ちがあると。そういったことで、非常にほっとしているのですよ。やはりこういったことが必要なと思いますので、ひとつそういった努力、今の夜間収納窓口だとか、そういったことを設けてやっていきますけれども、そういったことをぜひ、こういった未済額の減少に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

終わります。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

1点は、たばこ税について伺いたいものです。ページ23の町税のたばこ税であります。

当初予算約5,080万円に対して、決算額が5,068万円程度と思うのですが、ちょっと仕組みについてお聞きしたいのですが、国からの交付なのですが、ひょっとしたら一定額と、それから実績プラスがあるというふうな理解はしているのですが、その仕組みを教えてください。

それと、今、年々、社会的というか世間的には、禁煙ムードが高まって、喫煙する箇所がないとかと、病気と相からまって、非常にたばこを吸う人が悪者ということはありませんが、病気になるから悪いというふうな、いろいろな宣伝もあるのですが、その割には金額が予定よりも減っていないという状況の中では、影響としては値上げのことがあるのかどうか、その辺もあると思いますが、一つは仕組みと、実績がそれほど落ちていないというのはどういう状況なのか、ちょっと教えてください。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

たばこ税の関係についてのご質問がありましたので、説明させていただきたいと思いません。

たばこ税につきましては、たばこの売り上げに対しまして、国のたばこ税、それから地方たばこ税ということで、道に入る分、町に入る分というような形で振り分けられてくるというような内容になってございます。総税の場合です。消費税を含めた形になりますけれども、1箱の値段のうち約65%が税金というような制度の構成になってございます。

当町におけます納税義務者につきましては、日本たばこ産業株式会社、それからTSネットワーク株式会社ということで、日本製のたばこ、それと輸入のたばこというような形の振り分けになるかと思いますが、その業者からの売り上げに対するパーセント分ということで交付されてきているものでございます。

町税に対しての税率につきましては、たばこ1,000本に対して5,262円という原則の規定になってございます。ただ、このうち通常のと申し上げますか、たばこそのものについては今の5,262円というのが基準になります。旧3級品と言われているたばこ、6品目になりますけれども、わかばですとか、エコーですとかという特定の銘柄につきましては、税率が低く抑えられているという銘柄もございます。

それで、ただいまの質問の中で、喫煙する人が減ってきていて、たばこの売り上げそのものは多分減っているであろうと。それに対して、たばこ税がそれほど目減りしていない、あ

るいは同じぐらいという部分についてというご質問がありましたけれども、それにつきましては、現状の中で、確かにたばこそのものの消費については減っているという認識でございます。それに対する税率のほうの変更がされているということが一つ大きな要因になっておりまして、現状の中で、そこの部分、税額そのものについては、平成22年に一度改定がされているということがございます。それから、その後、平成25年に道税と町税の取り合う案分率、ここの率が改正されて、町の取り分が多くなっているというような改正がされてございます。このことによって、町税に関しては、たばこ消費の目減り分が税額の上乗せで賄われているというような状況になってございます。

蛇足になりますけれども、先ほど申し上げました旧3級品で税率が抑えられているという部分につきましては、平成28年度から4年間段階的に、今、税率の改正が行われるという制度改正が行われておりまして、段階的に同じ税率になるというような状況になってございます。

以上です。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

大体、大方の理解ができました。

もう一つ、たばこ税の交付の仕組みについては、町内に拠点を持つ事業主、商店が販売した数量がたばこ税の交付に影響があって、例えばチェーン店なんかで、親元が購入をして各支店とかに現物を配付して販売した場合には、その親元の会社の所在地域に交付税がおりののだという仕組みについては、これは間違っていますか、合っていますか。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

私どもに来る書類としましては、先ほど申し上げました日本たばこ産業等からの報告数値というものになりますので、そういった意味で、制度を詳細に存じ上げているという形ではありませんが、本数の積算につきましては、地元の小売店で仕入れたたばこの本数、それが基礎になっているというふうに承知しております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

あながち間違いではなくて、合っているということですね。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

済みません。もう一度説明させていただきます。

チェーン店などの場合の大元のところの所在地に入るわけではなくて、小売店のある所在地に対して交付されるというふうに認識しております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

それで、別な案件で、ページ29の12款分担金負担金の1項負担金で、2目民生費負担金、3節の保育所負担金なのですが、過年度分の収入未済額で、主要施策報告書では3年分の滞納繰越額が記載されていまして、34万5,870円になります。そのうち平成26年度に18万7,870円が不納欠損になり、残額の15万8,000円のうち平成27年度に1万7,500円だけ収入になって、あとは残っているという状況なのですが、不納欠損になったということの一つの内容と、それから、過年度分が残っているのですが、多分これ、かなり古いものではないかというふうに理解をしますが、そうすると、このまま推移すると、新たな不納欠損が発生することも想定されると思います。残りの滞納額の内訳、いつごろからのものがあって、保育所の負担ですから、年数がたつと保育所に行っていた子どもというのはもう成人して、立派な大人になったという状況も出てきますので、その辺の経過についてはいかがですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

平成26年度の不納欠損の分につきましては、申し訳ございません、今、手元にちょっと資料がないのでお答えすることができないので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思っております。

残っている分の経過でございますが、委員おっしゃるように、古い分として残っております、実は平成7年、8年の分が残っております。

実は、この方につきましても、ほかの分の滞納があった方なのですが、大分残っていたのですけれども、実際今、委員おっしゃったように、入っていたお子さんが今もう成人されて働いておまして、そういった自分の収入からもそういった滞納分を払ってくださっているということで、誠意ある対応をしていただいている方でございます。少しずつではございますが、この方の分については滞納が減っているということで、このまま払っていただけるというお約束もしていただいておりますので、残っている14万500円については、少しずつではありますけれども徴収して減っていくということで、当面、不納欠損という形では考えていないというようなことでございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

確認させてください。14万500円というのは、これは1人分のという理解でよろしい

ですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

1人分でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

18万7,870円の不納欠損にしたものについては、後ほどということでは理解をします。それから、もう一つ負担金で、ページ31の12款の分担金負担金の学校給食費の関係なのですが、これも再三議論になってきた経過があると思うのですが、過去3カ年の推移で、収入未済額が235万1,246円あるわけですね。保育所と同じように、3年以上、かなり古いものからの滞納があるということが推測されますので、年度ごとの金額の内訳と、例えば何名なのか。これについても保育所と同じように、余り古いと、学校給食の恩恵を受けたというか、それをした人が成人していったような状況の中でないかというふうに思います。多額の滞納金額が1人に偏っている場合もありますので、その辺含めて教えてください。

○西田委員長

角倉学校給食センター所長。

○角倉学校給食センター所長

給食費の負担金についてでございますけれども、未済額が235万1,246円ということで、委員おっしゃるように、古いものは平成8年度のものからでございます。

先ほども、福祉課長のほうも話しておりましたが、古い分のある方についても、少しずつ納めている、大人になられて納めておられるという方もいらっしゃいます。一番古い分では平成8年ということで、平成27年までであるということでございます。

それから、滞納分についても、滞納者が努力して少しずつ納めていただいている方もおります。新たな滞納者も1名ほどはいらっしゃいますけれども、今後、連絡をとりながら、まめに納入していただくように進めているところでございます。

滞納額の対象者の人数でございますけれども、総人数は11名でございます。そのうち滞納繰越分の平成26年分までの方が10戸、そして現年の分が3戸ということで、3戸のうち2戸が重複しておりますので、全部で11戸となっております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

金額的に、平成8年からずっとということになると、例えば、小学校1年生から中学卒業するまでの9年間という義務教育期間があるのですが、そこをずっと滞納したりすると、すごい多額になるのですが、額を聞いてどうするではありませんけれども、個人的に多額で滞

納になっているという金額はわかるのですか。

○西田委員長

角倉学校給食センター所長。

○角倉学校給食センター所長

額の内訳でございますけれども、多い方で80万円に近い方もいらっしゃいます。あと、65万円台とか、さまざまでございますけれども、多い方ではそういう方がいらっしゃいます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

実態についてはある程度理解をしました。

ただ、給食費も、それから、先ほどの保育所費のことも内容的には関連すると思うのですが、額を聞いて、ええーっという気もするのですが、それが20年を経過して、子どもがというような事態になっていますが、親は健在で、全く当時の保護者は払う意思がないという理解をしておけばいいですか。

○西田委員長

角倉学校給食センター所長。

○角倉学校給食センター所長

平成8年とか、古い滞納額がある方につきましては、大人になっているということもあって、保護者の両親のうち1人が亡くなられている方もおりますけれども、お母さんはいらっしゃるそうですけれども、息子さんがもう働いているので、当時の給食の提供を受けた方が少しずつ頑張っているという状況はあります。

金額が多い方の話を先ほどしましたが、その方については、まだお子さんもいらっしゃいまして、少しずつは払っていただいているのですけれども、お子さんの数が多いとか、そういうこともありまして、膨らんでいる状況でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅 敏範委員

何となく湿った話になったのですが、幸いにも、給食をいただいたというか、当時の児童の方が成人して、親にかわって払うという意思があるということで非常に救われた気がするのですが、よく内容を理解していただいて、これからも努力をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

固定資産税について、22ページから23ページにかけて。

同僚議員も未済額、滞納についてお聞きしておりますので深くはやらないのですが、固定資産税が払われていないという、これ何件ぐらいで、金額的には収入547万円、滞納金額四百何十万円という感じであるのですが、これは何件分でどうなっているか、お聞かせください。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

説明させていただきます。

固定資産税の未収額については、31件になってございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

31件、これは複数年にまたがっている方がどれぐらいおられるのか。

委員長、そのことは後で聞きますのでいいですが、多分複数年ある方もおられるのでしよう。

もう一つお願いをしておきます。予算、決算という中身を今、我々真剣にやっているわけですよ。書類の持ち合わせがない、持ってきていませんと、こういうご意見をしょっちゅうこのごろ聞くわけであります。職員の皆さんよろしく願いをいたしますよ、これね。本当に時間を費やしてやっているわけですから、少なくとも電算化されているのですよ。毎度電算化の費用に何千万円という投資を町民の血税をつぎ込んでいるわけです。一発でパソコンが何か持ってくれば、すぐ出てしまう数字ですよ、単純に。そうですよね。それを打ち込んでおけば。何年から何年と、ぱぱんとキーボードで番号制にしておけば、個人番号あるわけですから、簡単にできる話。これをやっていただきたいというふうに思います。

もう一つ、固定資産税というのは、現実的に、何にかかる税金ですか。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

説明させていただきます。

固定資産税そのものにつきましては、土地、それから家屋、償却資産、以上3点についてかかる税金になってございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

土地、家、それから機械とか、そういうものにかかるものですよ。ですから、物はあるのですよね、現実的には。物がなかったら固定資産というのはいかからないのですよ、現実的

には。

これが未納というのは、何年前かがちょっとわからないということですから、後でお聞きしますが、本当は保留ですよ、質問をね。これがないと前へ進まないのだけれども、現実的に、ずっと毎年あるので、多分ずっとあるのだろうというふうに思います。これはやっぱり、整理機構でも何でもいいから、出しましょう。何年もなっている方。現実的に土地、家屋、山林、持っているわけですから、やる気ありますか。どうですか、課長。そこら辺、整理機構へ出す。もう古いも何も、そのために整理機構やっているわけだよ。

整理機構も鬼ではないのだよ、現実的に。整理機構の方とお電話を、私させていただきました。命まではとりませんと。命はとりませんと、払っていただける誠意を持った中で協議をさせていただいて、お支払いをいただいていますと。その方の生活が成り立たない方法はとりませんと言っているわけですよ。わかります、課長。ご飯も食べれない、生活もできないようなことはしませんよと。

だけれども、この場合は土地、家屋、機械等もあるわけですから整理機構へ送って、処理したらいかかかと思うのですが、課長のお考え、後で総括で町長に行くから、お聞きをしたいと思うのですが、ひとつお聞かせください。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

私の考えをとということでしたので、そういう形でお話をさせていただきたいと思います。

まず、先ほどのご質問ありました滞納者、私のほうで31件とお答えさせていただきました。そのうち複数にまたがっているものが何件くらいあるかということでございました。複数年にまたがっている方が18件ということになってございます。

それで、財産はあるのだということで、滞納整理機構などを有効に使ってはどうかというお話でしたが、私どもの立場としては、あくまでもその方の状況などご相談をしながらどういった形で納税していただくのがいいのかというようなことを相談しながらということを進めて、それでもなお、なかなか相談に乗っていただけないとか、そういう方に関しては、整理機構へ送るとという考えのもと、今させていただいているところでございます。

固定資産に関しましては、例えば財産は間違いなくあるのですけれども、その年によって、例えば所得が思ったほど入らなかったとか、そういうような状況などもある方もいらっしゃると思いますので、あくまでも個別のケースに応じて相談をしながら、そういった中で納税をお願いしていく。必要な場合については、滞納整理機構も使っていくという形で進めていきたいと考えているところでございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

それでは、今、課長の、前年度にかけられてくるわけですね、税金、町民税、道民税はね。

前年度の所得に税金が本年度かかってくる。その部分で上下があるから、払えない部分もあるのだと。これ理解します。

それで、現実的に、やはりきちっと話し合いをして、古いものから入れていただくよう、お願いをまずしておきます。また来年も同じことを聞くとお思いますので、整理のほうをよろしくをお願いします。

続けてもう一つ、高齢者等に優しい住宅改造、98万円出でて、後で付属資料のほうを見ていただくと、18ページ、これで書いてあるのは、優しい住宅資金貸付事業、収入未済額の収納状況3カ年と書いてるのですよ、98万円と。現実的に、平成27年度については、1円も入らなかったという解釈でよろしいのか。書いてあるのだから入っていないのでしょうか。これは何件で、これ100万円でしたか、ですよ。私の考えでは。100万円ということは、だけれども、2、3件いるのだよね、114万円になっているから。そうよね。1件ではないですね、これね。何件分ですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

5件になっております。

以上でございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

何もかからないのですよ、金利が。そうですね。大変、町としてはいい制度をつくって、していただいているものだろうというふうに思うのですよ。10年間で多分払うはずですね、私の記憶が間違っていなかったらですよ。10年間、毎年10万円ずつ。月にすると8,000円ぐらいですかね。1年に払えと言うから払えないと思うのですよ。提案ですよ。毎月、6,000円なり7,000円でお支払いをいただけませんかというふうに直す気は、町長ないですか。

町長のほうがいいな、改正だから。1年に1回だよね、納期は。金額を払うのは。違いましたか。俺が勘違いしていたら申しわけないのだけれども、1年に1回のような気がしているのですが。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

払い方につきましては、原則、年に2回と、あと毎月の方法ということで分けておりますが、基本的にはそういう形でお返ししていただくということになっています。滞納の方については、また相談に乗ってということをやっております。

以上でございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

だから、平成27年度はゼロということは、何もやっていないというふうを考えていいですよ。協議したけれども払えなかったというふうに、いいのですか。だから、払えなかったからと、そのままにしてはだめです。どういう手立てをいたしましたか。平成27年度に対しては。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

個々の残っている方について、古い借り入れの方が多額で残っている部分がちょっと多いものでして、その方については、個別にご本人に相談させていただいていたのですけれども、その方が収入がないということで払えないということもありまして、ご家族のほうとも相談させていただいているような状況です。その方については、町外に、住宅貸し付けなのですけれども、その家もなくて、町外に住んでおられるのですが、収入もないということで、その家族の方が肩がわりしていただけるというような話をつけて、ちょっとずつ今年度から払うよということでお話をいただいております。

少額の方につきましては、年金等が出たときとか、そういうことで何とか払ってもらえないかというようなお話をさせていただいております。滞ったらちょっと電話をするような形での調整をさせていただいていたところですが、平成27年度はちょっと生活がなかなか厳しくて払えなかったのだというようなことで、収入がなかったのですけれども、引き続き今年度、少しずつでもいいのというような形での相談をさせていただいているところ。

以上でございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

現実的に、皆さんのお話は、協議をしていますなのですよ。どの科目に対してもですよ。課長のところだけを言っているわけではなくて、全部の課に対して。

現実的に、これも住宅があるから自分の家を改修したのですよ。違いますか。そうですね。その家にテレビもありますよね。だから、機構に出しましょう、こういうものをきちっと。生活に困るといのは、町民税払っていない方ですか、生活保護の世帯ですか、この5件の方は。住宅を持っているということは、生活保護ではないと思うのだよ。多分、違いますか。住宅、人に売ってしまったのなら別だけれども、住宅を持っているのですよ。違いますか。改修だからね。

だから、ここら辺はしっかりと、やっぱり法令に従って、それでやらないと。僕ら、言う

の嫌なんだよ、本当はね。やはり、税を公平に払っている方と払わない方、あらゆる町民税も含めてですよ。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税とずっと税はあるのですよ。これに、それから使用料について、給食センターも含めて、これはやっぱりきちっとやらないといけないのではないのかなというふうに思うのです。

だから、この中身をもう少し、僕、知りたいので、書類は多分持ってきていないだろうと思いますので、5件の各の、いつから借りて、毎年幾ら入ったか、この実績を委員長、要求しておきます。多分持ってきていないと思いますので、やめます。総括で聞きます。

○西田委員長

休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○西田委員長

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

57ページの奨学金貸付金の収入未済額、これが少しあるのですが、このことをちょっとお聞きしたいのです。

○西田委員長

角倉学校管理課長。

○角倉学校管理課長

奨学金貸付金の収入未済についてでございますが、28万2,000円ございますけれども、内容については1件でございます。それで、そのうち今年度に入りまして、6月21日までに18万円、収納になってございます。残り10万2,000円ということで残ってございます。そういう状況でございます。

○西田委員長

よろしいですか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

これとは直接関係ないのだけれども、今、問題になっているのが、奨学金を借りて、専門学校か大学か卒業して、就職に就いたと。そこで、奨学金の償還が発生して、それが非常に償還に苦しむということが話題になっているような気がするのですけれども、この金額だから、心配、半分以上償還もしていただいたということですから、理解できました。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の全般において、事項別明細書に記載されている内容で質疑漏れがあった方で、特にここでお聞きしたいことがあれば、質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

89ページの福祉センターの椅子式階段昇降機整備点検。

私、いつだったか、過去に町立病院を解体するとき、そのエレベーターを利用できないのかという話をしたら、そういうスペースがないのだとかという答えでしたけれども、どのぐらい利用頻度があるのか、毎年点検しなければいけないのでしょうか、安全の面から。その辺ちょっと。

そして、そのことで、再度また、この間の同僚議員の質問にもあったように、福祉センターはそのまんまこれからも使うと、利用が多いから使うのだということですから、我々も遠からず後期高齢に近づいてきて、今でさえも、役場の4階まで上がったら大分息上がるのですよ、鍛錬が足りないものですから。そんなことも含めて、そういうことにはならないのかと、もう一度お尋ねします。

○西田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

福祉センターに数年前設置いたしました椅子式の階段昇降機でございます。

済みません。具体的に何日間、何名が使ったという情報は把握してございませんけれども、高齢者の方、特に車椅子を使われている方がよく集まる敬老会であるとか、そういった折に利用はされてございます。

エレベーター云々の話につきましては、前回もご説明しているとおり、建物の構造的な部分も含めてなかなか難しいということで、それに対応するため、この方式を選んだ経過がございます。

点検業務8万1,000円というのは、ずっとかかっていくものでございますけれども、安全にご利用いただくためには、最低必要な経費なのかなという理解をしております。これからも、福祉センターを使っていく、なおかつ高齢者の方は増えていく、もしかすると車椅子をお使いになられる方が増えていく、そういった方が例えば敬老会なり、そういった催しで福祉センターに来られる折に、その方たちにご利用いただくということを考えると、引き続き設置した上で、この点検を続けていくというのが必要かなと考えるものでござい

す。

以上です。

○西田委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

今の課長の説明、よくわかりましたけれども、自分で設定して、そして自分で何かして上がっていくことできるのですか。

○西田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

自分で操作することも可能ですし、施設にいる方の補助を受けてやることも可能でございます。ただ、いきなり、多分自分で勝手にというのはできませんから、一度そのやり方を覚えた方は、ご自分でご利用できるということでございます。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

同じページで、ちょっと聞いたような気がするのだけれども、福祉センター管理業務というのは、これはどこへ管理業務を委託していましたか。委託管理業務、委託なのか何なのか、ちょっとわからないのですが、中身をちょっと教えてください。

○西田委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

福祉センターにつきましては、平成26年度までは管理人を配置してございました。平成27年度から管理人を置かないということになりまして、常時、事務所としてそこに入っております社会福祉協議会のほうに清掃、それから予約の受付、そういったものを含めて委託しているものでございます。

以上です。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

委託、福祉協議会というのは、税金はかからないのですか。ここら辺。任意団体だから多分かからないでしょう。だけれども、仕事与えていたら、本当は税金かかるのではないですか。その中身はちょっとわからないのだけれども、本当は委託業務だよ。委託業務であれば、税が発生するのではないかと思うのですが、福祉協議会に。ここら辺はどうなの

ですか。

○西田委員長

布目副町長。

○布目副町長

社協の常務という立場も背負っているものですから、税の申告云々はちょっと私も、申し訳ございません、把握しておりませんが、当時、委託に出したという担当をしております、社協自身もこれを受けるときに振興局のほうとも相談いたしまして、定款上ですとか、そういった業務は受けれるかどうかということを相談して、他の社協でも受けている例もあるしということで、そこは問題ないということは承知していただいてお願いをした経過がございます、事業税といいますか、そこについてはちょっと、後日ということで調べさせていただきます。申し訳ございません。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

委託というのは、現実的には国税局であって、振興局の中身ではないというふうにするでしょう。これを聞くのだったら、税務署に聞いていただかないと。同じグループの人に聞いても、それは、いいのではないですかというのは当たり前で、いわゆるここら辺は、これのできるのであれば、きちっと民間に委託をして、税を払ってもらうような措置をすれば、四百何十万円ですからね、そうでしょう。426万円、これ人件費だよ、多分。そうすよね。

400万円も出せば、委託は受けますよという会社はあると思うのですよ、現実的に。朝から晩まできちっと管理をして、ごみを投げてくれて、掃除をしてくれてという会社があるのだというふうに思うのですよ。

福祉協議会というのは、現実的には町からの補助金、助成で成り立っているグループがこの事業をやるという、税の公平から考えても、これをやっていただくのであれば、民間企業に委託しますがぐらいいいのではないですかね。副町長ね、中身もう少し調べて、これ以上はやめておきますけれども。

僕は、民間の考え方でいくと、何でそういうところばかりやってしまうのだろうと、簡単になど。そこにいるからいいのだと。では、そこにいるから、そうしたら使用料も払ってもらわなければだめですよ。払っていないでしょう、使用料ね。燃料から電気代から、全部ただなのグループなのだから。

これは福祉向上のためにある福祉協議会ですから、それ以上は言いませんけれども、やはりこういう雑入的な収入が入るのであれば、きちっと民間委託をお願いしたいと思うのですが、税法上だけ調べておいてください、きちっと。お願いをいたします。

○西田委員長

ほかに質疑はありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

同僚議員がいつも質問することを、同僚議員が欠席されていて、私がかわりに質問させていただきたいと思っておりますけれども、有害駆除ですね。

私、3年間の調べさせてもらったら、相当なお金を使っていると思っていますのです。農業振興費の中で280万円、それから林業振興費の中で、熊と有害鳥獣駆除謝礼ということで、ここで約600万円以上と。これやっぱり、畑よりも林業のほうの被害が多いということなのかな。被害というか、駆除の回数が多いということなのかな。その辺どうなのですか。

○西田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

ご質問の有害鳥獣駆除の関係でございますけれども、農業振興費のほうは、国における緊急対策事業の補助金の分をここで計上しております。また、林業振興費につきましては、町単事業の報酬という形で支出をしております。農業、林業ともに被害があるところについて対応していただいている経費でございます。特に林業、農業というような形の区分はしておりません。

以上でございます。

○西田委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

これを見ますと、鹿、毎年1,000頭から駆除しているのですよね。熊も10頭から20頭なんていうときもあるし、これでも、熊も私の畑も、私事言って何ですが、ビートを移植して間もないころ鹿にやられて、ビートを植えるときの気持ちは、ことしも豊作であってほしいな、たくさんとりたいたいという気持ちで栽培しますから、そうしたら、植えて何ぼもしないうちに、新芽のうまいのを食べるのだね、鹿が。そして、カルチベータ、中耕除草のときのですから6月末か7月になったら、今度は熊にやられてと。熊独特の、こういうふうにかき集めてやる、目立つのですよね。私のところにいた熊が、ことし駆除されたのかどうか、それは話は聞いておりませんが、毎年のようにとっているのだけれども、これだけ熊が、生命力が、繁殖力が強いというのか、増えるよね。鹿もそのとおり。数日前にうちの息子、牧草刈りしていたら鹿10頭いたと私に話していましたが、そのぐらい鹿も、1,000頭も駆除しても、まだいるということなのだよ。大樹だけでないのでしょうか、駆除はね。

1,000万円近い金を使ってもらって駆除をしてもらっているのですけれども、罾、私も罾の免許を数年前に取らせてもらいました。私にかかるはんかくさい鹿なんかいないだろうと思ったら、私も二つとらせてもらいました。その罾の試験というのかい、それを受けている人は今でもまだ相当数いるのですか。その辺ちょっとお聞きしたい。

○西田委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

罾の資格の補助も、大樹町有害鳥獣被害対策協議会の中で一部補助もしております。

当初は、大樹町内でもたくさんの方が罾の試験を受けていただいて、実際に罾で捕獲をしていますが、近年は残念ながら、なかなか捕獲頭数も伸び悩む、罾の設置、設置をしたらやはり定期的に見回りをしていかなければならない、そういった管理もしなければならぬということで、若干希望者はいるのですけれども、一時よりは罾の免許を取るという方は、減少しているという形が現状でございます。

私どもといたしましては、引き続き鉄砲並びに罾による被害対策を充実させて、少しでも有害鳥獣駆除による被害を防止するために、引き続き、皆様方に罾の免許の取得の啓発を図っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○西田委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

わかりました。

それと、大樹町鳥獣被害対策実施隊員というのは、これはハンターのことを言っているのかな。20名の名前が書いてあるのですが、中には、もう80歳過ぎた人もおられるようで、若い人のハンター養成というのか、ライフルを持つまでに鉄砲の資格取ってからライフルが許されるまでに10年ぐらいかかるとかという話も、私、素人ですけれども、そういう話も聞いているので、なかなか簡単に鉄砲を持ったからと鹿とか、鹿なんかも、私が畑で仕事をしているでしょう、30メートルぐらいいても鹿は逃げないからね。ところが、ハンターが、私、知人のハンターに、鹿、五、六頭いるからちょっと見てくれと言ったら、車がぎっと来ただけで、もう逃げるのだから。私はえらい鹿になめられているということなのですから。

ハンターの養成、これも大事なのではないかなと私は思うのですよね。ひとつこの辺もやっておられるのだろうけれども、ベテランのハンターの人から聞きました。こうやって構えるときに、どこかここ当てるのだそうです。そうしたら、ここの血管の脈打つ音、そのぐらいい神経集中して狙うのだというのですから、若い後継者を育ててもらいたいなど、私は思います。

本当に、私も町有林のすぐ境界に住んでいるものですから、私はアカエゾマツを植えたのです。それは楽しみなのですよ、阿寒の横断道路だとか、三股の奥に行くとアカエゾマツの大木を見て、こんなのあったらなと見ながら、車に乗るときがあるのですが、それが幼木のうちにやられるのだな、鹿は角磨くのか何するのか。そんなこともあって、駆除の方法といっても、なかなかわなぐらいしか私はできないので、そういうことも含めてハンターの養成を

お願いしたいと思います。

以上です。

○西田委員長

答えのほうはいいですか。（柚原委員「はい」と呼ぶ）

それでは、ほかに質疑はありませんか。

ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

○西田委員長

質疑ないようですので、これをもって、歳入歳出全般の質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○西田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

歳入歳出の質疑が終わりました。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

1点目は、お金の話ではないのですが、主要施策報告書の7ページで、広聴事業で地域懇談会町長と語る会を随時開催したことが報告されています。町内の6カ所で地域懇談会が開催されまして、私もそのうちの4カ所に参加したところであります。

全体的には参加者が少なく、特に、市街地区においては居住者が多い中で、2カ所で15人という人数集約の結果となっているところであります。6カ所全体で61名、この数字については、議員も町民の1人ではありますが、議員も入っている数字でありまして、住民が非常に少ないというのが実態であり、地域懇談会の有意義さがなかなか感じられないというふうに私は判断したところであります。

主催する町としては、地域住民と出向いて、そこで対話集会的に施策の説明や地域住民の要望を対話する形でもって酌み取るというのが目的だと思っているところであります。このように少ないとなれば、開催方法等の検討が必要ではないかというふうに思います。実際に町民の人数が、重複しないで61名がどの程度かという、50人を切るような数字ではないかと思っています。

その辺の人数の把握と今後のあり方について、どのように考えているか、伺いたいというふうに思います。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま広報広聴関係で、昨年実施をいたしました行政区地域別の懇談会の開催の状況と内容の検証等についてのご質疑をいただいたと思っております。

私も、昨年の5月から町長に就任をしたということもありまして、昨年しばらく実施をしておりませんでした地域懇談会の開催をさせていただきました。その前は、病院の改築等の大きな課題があったということで、そういうテーマを持ってさせていただいたということもありましたが、今回については、町政一般に伴う懇談会という形で開催をさせていただいたところであります。

都合6回開催したということで、私も、参加をいただいた住民の皆様は少なかつたかなというふうに思っておりますし、開催のタイミング、または昼夜に分けて開催をさせていただきましたが、そういう部分で、開催の方法等については今後検討していく必要があるかなというふうに思っているところであります。

ただ、それとは別に、例年、町長と語る会という形で行政区や各種お集まりでご要望があった際には、私ども、また質疑の内容等によっては、管理職も同席した上で開催をさせていただいているところでもあります。

昨年、萌和行政区、そして美成行政区でも開催をさせていただき、多くのご意見をいただき、直接お話しできる場ということで、非常に有意義な場だというふうに思っているところでもあります。

今後も、あらゆる形を通じて町民の皆様と懇談ができるような場をつくっていききたいというふうに思っておりますし、この懇談会の中で出されました石坂の懇談会ではありましたが、地域にごみ袋を売っている場所がなくなったというようなことで、その改善に向けての取り組みもさせていただき、この10月から石坂郵便局で販売をさせていただくということも成果の一つではあるというふうに思っております。

いかんせん、参加人数が少なかったということについては、今後の町の広報広聴のあり方、町民の皆様と懇談をさせていく場のあり方等については、検討を進めていくということは必要かなと思っております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

検討するというところで、ただ、私は、そういう場の設定は地域住民の理解を得る上で非常に大事だと思っているのですよ。

ただ、いかんせん、あの状態でどうなのかと。特に、多分一番最悪だったのは橋のこっこの地域で、私が居住している橋からこの一体で片手、地域住民は片手に満たなかったのではないかというふうに思いますので、本当に、天候がとか、いろいろな条件が悪くて参加でき

ないのではなく、全く星空のもとであの状態ですから、これはどうなのかということのを特に強く感じているところでもありますので、必要性がないということでは考えていませんが、どうしたら多くの人に出てもらえて、いろいろな声を吸い上げることができるのか、貴重な場であると思いますから、説明する人が十何人いて、受けるほうがほんの閑散だったら、意義が薄れると思いますので、その辺を強く要望しておきたいと思います。少ないでしょう、3人ぐらいでなかったですか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、ご質疑いただいております菅委員にも出席をいただいたというふうに思っておりますが、委員が感じたとおり、特に学習センターと福祉センターでやった町なかの部分については、非常に少なかったというような思いをしております。

私も、町民の皆様と直接お話ができるということでは、懇談会や町長と語る会というのは非常に大切な場だというふうに思っておりますので、開催に向けてどういう形でご参加をいただけるか、また、町長と語る会という部分も積極的に企画をしていただけるような方策を、行政区等皆さんを通じてお願いをしていくということも必要かなと思っておりますので、鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○西田委員長

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

生活保護費の支給日のことについて伺います。

これは、振り込みが1日、そして、そうでない窓口が2日ということになっているのですが、1日に統一できるような方向で検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

生活保護費の支給に当たっては、支給月の前月の27日までに振興局から市町村に振り込むというような手続をしております。

従前は、現金支給の場合はぎりぎり前日、1日の支給の場合、前日までということだったのですが、今回、全国的に保護費については個人の口座に振り込むというようなことになったことに伴って、早目に振り込みをしていただけるということになりました。そういったことがありましたので、大樹町におきましても、来月から1日支給ということが手続上可能だということなので、そういうふうに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

来月からということで、10月から。

○西田委員長

よろしいですか。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

来月の10月から、1日に支給開始ということで取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○西田委員長

ほか、質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

続いて、滞納整理機構についてお伺いします。

滞納整理機構については、これは、何と言っても高い収納率ですね。町税に関しては97%かな、あと、国保税はちょっと90%ということで、これ自体いろいろ見てみますと、大樹町の職員の方の踏ん張りというのは相当なものだと、同僚議員もほっとしている話もしていましたが、そういう努力が実ってこういう結果になったと。しかし、あともう一歩と、確かに私もそのことは認めております。

そこで、私の考えはやっぱり、町も町民の中に起こったこと、これは滞納整理機構というものではなくて、いろいろ事情もよくご存じの職員の一致した力というのは、これは、一番私は大きいというふうに理解しているのですね。そんなことで、滞納整理機構に送っても回収できなかった分についてはまた戻ってくる、どうしようもないものについて送ることもなかなかできないと、なかなか難しいところかなというふうに思うのですね。ですから、やっぱり件数的にひとつもう一歩踏ん張って、頑張ってください、職員の力というのは相当伸びて、そういうことからこういう結果になってきたと、こういう高い収納率を生む結果になってきたというふうに思っているのですね。

だから、ひとつ大変でしょうけれども、ここは町民のことですので、町の職員のほうでぜひ頑張ってくださいということで、滞納整理機構については、件数的にも役目はもうそろそろ終わったのではないかなというふうに私は感じているのですが、いかがでしょうか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、志民委員から滞納整理機構に関するご質疑をいただきました。

大樹町の職員で徴収に係る職員の日ごろの取り組みについて評価をいただいたということは、私も大変うれしく思っているところであります。

先ほど、一般会計の歳入のご議論をいただきました。収入未済額が2,500万円ある、そのうち町税が1,429万9,000円あるということでもあります。その解消に向けて、過年度分の滞納部分も含めて、町としては滞納プロジェクトチームを中心に日々その解消に取り組んでいるところであります。滞納されている方が1人でも、そして金額の大小にかかわらず納めていただける立場になっていただくことは、本当に私ども望んでいるところでもあります。金額の大小にかかわらず、ご相談をさせていただきながらご努力をいただいている町民の皆様には、私どもも誠意を持って対応させていただいているつもりであります。

ただ、残念ながら私どもの説明や日ごろの相談、または訪問等についても対応いただけない、そういう部分で非常に私どもの接触がなかなかままならない、または誠意が見られないという点については、残念ながら私どもの判断として滞納機構に送るという方法をとらざるを得ないというところをご理解をいただきたいというふうに思っております。

送り込んだ案件が全て徴収につながるということにはなかなか至りませんが、送り込んだ何件かのうち1件でも徴収が進み、滞納が解消されるということは、町にとっても大きな一歩だというふうに思いますので、今後も町民の皆様には誠意を持って対応していくということがもちろん大前提ではありますが、そういう部分でかなわない、残念ながら送らざるを得ないという案件については、私どもも責任を持って送っていくということが町の努めだと思っております。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

町長、本当に全くそうなのですね。

私、金額にかかわらずというのはそのとおりなのですよ。例え10円であっても、それはもう足を運んでいくし、経費が何ぼかかったから、逆ざやだとか赤字だとか、そういう問題ではないのですね。基本的に払うというのは当然で、払えるのに払えない人は、これはそれなりの法的措置はありますので、そのことを問題にしているのではなくて、私は、町民のいろいろな事情というのがありますよね、先ほど同僚議員も聞いていましたけれども、いろいろな前年度の収入に係って、そして予定が狂ったとかといろいろあるので、そういうこともよくつかんでいる町の職員が一番いいなと。

そして私、思うのですが、滞納、大変な面もあるけれども、逆に、徴収に応じてくれたと、こういう大変な中で、恐らく何件もあると思うのですよ。そういうことで、徴収の事務に携わっていて、また、それはそれで私は喜びでないかなというふうに思うのですよね。大変ではあるけれども、町民との間に心が通じたなというときが必ずあると思うのですね。そういうこともあって、大変だと思う判断が、やっぱり滞納整理機構があることによって、いいかなという気持ちがどこかで起きてこないように、私は町の職員で最後まで責任を負っていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

繰り返しの答弁になって申し訳ないというふうに思いますが、委員と私の思いは同じだというふうに思っております。誠意がある対応、いかなる理由にしろ、残念ながら滞納、または延滞をしているという部分について、ご相談をさせていただいた上で、私ども職員も、町民の目線に立って対応させていただいているつもりであります。

お互いの計画なりを作成していただいて、納める計画なりを作成させていただいた中で、計画どおりにいなくても、少しでも解消されるのであれば、私どもは誠意を持ってお付き合いをさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、残念ながら、そういう部分もままならない、伝わらない、接触すらできないというような場面も多々あります。そういう部分については、そういう案件の中で、これはもう送らざるを得ないという最終判断のもとに送っているということもご理解をいただければなと思っております。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

町長にお伺いをいたします。

先ほどから私、固定資産税並びにいろいろな書類提出をお願いしたところであります。しかしながら、なかなかぱんと、答弁をさせていただいておりません。現実的に書類を持ってきていない。あら、というような形が多々あるという部分、町長として、本当は事務的なものは副町長の立場かなと思います。現実的には監査を受けているのですから、書類提出もしっかりと職員の皆さんはされているのだろうというふうに思うのですよ。監査に提出しますよね、未納額がこうだ、何がこうだ、お出しになっていないのか。よく監査、書類がないのにできると思うのですが、出しているのでしょうか、町長、きちっと。こういう滞納についてはどうなのだ、こういうものについてどうなんだということは、多分、監査委員に対してはお出しになっていないのか、なっているのかだけを、まず一つ、町長お伺いします。副町長でもいいよ。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、安田委員から滞納に関する未納関係の資料の取り扱い等のご質疑をいただきました。

私どもも先ほどから説明をさせていただいていますが、滞納プロジェクトというチームで、町全体の税も使用料各種ありますが、そういう部分の滞納については、課ごとではなくて、業務ごとではなくて、お互いの共通の場でということで、それぞれの職員が一堂に会し

て情報の共有を含めて進めているところであります。

その中では、個別の滞納額、誰々がどの部分で滞納があるかというようなところのリストは持ち寄った中でいろいろ検討を進めているところであります。ただ、この資料につきましては、滞納プロジェクトから外に出るといようなことはないということで進めております。

決算の関係等も含めて、資料の提出の要求があったものについては、概略がわかるもの、またはそれぞれの項目で件数、金額がわかるもの、一番多い方はどのぐらいだというような形で、そういう形での情報の提供はさせていただいているところであります。

今後、大樹町としても滞納解消にという部分では、非常に町としても大きな課題でもありますし、重要な課題だというふうに思っているところでもありますので、滞納プロジェクトチーム、または職員全体を通じて、少しでもこの滞納が解消できるような方策については、今後も鋭意取り組んでいくということで進めていきたいと思っております。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長の思いは十分伝わっているのですよ。町長、ちょっと勘違いしているかな思って、今お聞きをしていたところなのですが、私言うのは、我々が固定資産税、何件分なのだと、何年からなのだとということをお聞きしたときに、職員の皆さんがぱんと答えられない部分が多々、どこの課とは言いませんよ。多いということは、少なくともこの前座で、決算をやる上で、多分、未納はこうですよ、何はこうですよと、監査に出している書類があるのだろうと思うのですよ。しっかりとそれは、やはりこの決算議会にお持ちをいただいて、答弁をしっかりとさせていただきたいということをお伝えしているのもあって、こうだ、ああだではないのです。

その部分だけ、今度、来年度も決算ありますから、町長、前向きに、今後このようなことがないようにすることは職員にお話をさせていただくと。副町長が一番、これ事務的な部分なので、一度課長、係長をお集めになって、書類がない、あれがないではなくて、最善を尽くせということをお願いいただけるかどうか、お願いをしたいと思います。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

申し訳ありません。質問の理解度が足りなかったということで、答弁について十分ではないところがありました。

委員ご指摘のとおり、昨日から行われております特別委員会で、例えば歳出の場面では、款ごとの議事運営ということで、入れ替えに対して時間がかかったこと、また、それぞれの案件について、手持ちの資料がないということで円滑な議事運営に支障があったことは、私も遺憾だなというふうに思っております。

今後、議事運営に向けて円滑に取り組めるよう、進められるよう、意をもって説明をさせていただきたいということでご了解をいただきたいと思います。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長、本当に前向きに、町長だけ頑張ってもらっても困るので、職員の皆さんよろしく、特にここにお座りの課長に、よろしく願いをしておきます。

それで、先ほどから固定資産税31戸分、これは、やはり長いこと払われていない方もおられるようでございます。きちっと区分をして、同僚議員は職員が頑張れと、職員はもう頑張る手に負えないものが整理機構に行くのだろうというふうに思っております。多分、これを徴収する上で時間外というのはどれぐらい、町長、あるものなのかね。税務に対してね。これは後でもいいので、そのことを今聞いているわけではないので。

現実的には、もらえないのだったら出しましょう。これは、公平にはなりません。そのために我々が機構に対して、議会として設置を認めたわけですから、議会としてですよ。可決をして設置をしたわけですから、送るよう、苦勞するよりは、もう逆に、努力をしてもだめなものを出すということをしていただければありがたいかなというふうに思うのですが、職員が何ぼ頑張ってもできないものはできないのですから、そこら辺をきっちりとお出しになる。

固定資産税というのは財産をお持ちの方なので、少なくともそのときによって違うという方も、町民税、収入が減ってちょっとという方もおられますが、そういう方はお話をすればすぐわかる方なので、多分ずっと残っている方がおられるというふうに思いますので、整理機構に速やかにお出しをいただくようお願いを申し上げたいと思うのですが、いかがですか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま滞納整理に関するご質疑をいただいております。

私どもも主要施策報告書の13ページに記載をしておりますが、滞納されている方々に対して、いきなり滞納機構に送るといようなことは当然してございません。財産の調査をさせていただき、財産の差し押さえ、またはその中には給与、預金、生命保険等の差し押さえもさせていただいているところでもあります。そういう部分も含めて、少しでも滞納が解消されるような取り組みを進めているところでもあります。

いかんせん、そういう部分を講じたところで一向に解決ができないという部分については、その中から毎年私どもと担当課、または副町長も入った中で精査をさせていただき、滞納機構のほうにお送りをさせていただいているところでもあります。

件数的にはそんなに多い件数ではないというふうに思っておりますが、私どもも必要な部

分についてはしっかりと対応していきたいというふうに思っておりますので、今後もお一人でも、そして1円でも、滞納が解消できるような取り組みを鋭意進める中で、やむを得ず必要な部分については、滞納整理機構も活用するというので取り組んでいければと思っております。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

昨日の質疑でも伺って、内容的には、実態は理解したのですが、111ページの3款民生費1項1目19節の社会福祉総務費の負担金の臨時福祉給付金についてであります。

実態は理解をしました。支給になる対象者が1,146名で、そのうちの908名が申請されたと。大体80%以下の数字であります。

該当者のうち238名が申請をしなかったということですが、その238名全員が、内容を理解した上で、必要がないから個人的に私は申請しないのだということであれば、本人の選択で申請請求しないという放棄でありますから、特段の問題はないと思いますが、その238名の中には、例えば、本人独自で手続きができないような状態にある高齢者の方や、障害を持っている方で、誰かにしてもらわなければいけないというような状況で、申請ができなかったというような状況もあるのではないかとこのように考えられるところでありますので、その辺の実態については、原課では状況把握されていますか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

菅委員ご質問のありました申請が難しいような方等の対応につきましては、例えば福祉のほうで、ヘルパーが入っているようなところについては、そういう通知が行っていると思うのだけれどもということで、ご本人に見せていただいて、できないのであれば、一緒に申請していただいけませんかとか、あと例えば、デイサービスに来ているような方については、事業所に来たときに声をかけていただくとかという形、ご家族がいる方についてはご家族の方に電話で、多分そういう通知が届いていると思うのだけれどもというような対応はできる範囲でさせていただきます、できるだけ申請していただくようにということで取り組んでまいってきたところでございます。

以上でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

手を尽くしたという状況であれば、本当に238名というのは、本人の判断で私はこれを請求しないということだったという理解をしてよろしいのですか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

福祉サイドでわかる範囲で、そういうサービス等を使っている方については、そういう事業者とか家族の方にとりするような連絡をとらせる方法でやってきております。

ただ、そういうサービス等の利用のない方については、情報を全て把握しているわけではございませんので、もしかするとそういう方もいらっしゃる可能性が全然ないということでの否定はできないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

これ国からの給付でもって、町の懐の問題ではないので、ぜひ私は全員が申請をしていたらということだと思っているところですけども、もし、わかる範囲の対応で漏れている人がいて、申請できなかったという人がいるのであれば、やはり、この制度なり、町の姿勢としての問題として、例えば福祉の町大樹をいうことをキャッチフレーズにするのであれば、したくてもできないというところに、俗に言うかゆいところに手が届くというのですか、そこをやっぱりクリアしていかないと、一番大事なところでないかというふうに思うのですよ。

それができていないということになれば、大変残念な結果だと言わざるを得ないと思いますし、実態を把握して、チェックすると。そして、町長含めて、ここはこれだけ、80%切っている状況だけでもどうなのかというところの綿密な打ち合わせなどが必要だと、今となっては思うのですけれども、その辺の対応はできていたと思っておりますか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、菅委員から臨時福祉給付金の申請の関係のご質疑をいただいております。

この制度、2年前から給付が始まっておりまして、今年度も同じような内容で給付制度が執行されるというふうに思っております。ただいま説明をさせていただいたとおり、申請者の申請に当たっては、担当のほうからも可能な限り対応をさせていただいたということでもあります。

ただ、残念ながら、説明の中にもありましたとおり、申請または給付に至らなかったというケースがゼロではない可能性があるということでもありますので、今年度、同じような形で給付がなされますので、申請の際に1人でも多くの方に内容の説明をさせていただき、多くの方に臨時福祉という給付金でありますので、その制度の趣旨に沿った形で給付が受けられるような対応に努めていきたいと思っております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

シビアに把握をしていないということでもありますから、この後は水かけ論になりますから、それ以上言いませんが、今年度の対応も含めて、やっぱり血の通った対応で、施設に入って自分の生活がままならないとか、自由な行動ができないような人もいらっしゃいますし、そういう部分を含めて、小まめに対応するということをきちんと基本としてやっていただきたいと思いますし、町長と原課とがパイプを密にして、そここのところをぜひ、非常に生活の困窮者と言われている方については、その6,000円についても貴重な生活費でありますから、そこをやっぱりクリアできるように、町としてはこういう対応をとったと胸を張って言えるような形にしていきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

今、菅委員からお話があった、課長からもいろいろ。

実例を申し上げます。現実的には、障害者の方もおられますよね。私、一緒にともに生活をしている人間として、一言だけ言わせていただきたい。

福祉サイドで出しているのですから、その人の実情はおわかりになっているわけですよね。わからないで出しているわけではありませんよね。現実的に、字の読めない方もおられるのですよ。あなた方は老人ホームに入っている方だとか、老人のこと一生懸命言っていますが、障害者のことは一つも言っていないのですよ、知的。知的とは言わない、言っただけいけないので、今ね。3障害とか、いろいろな言い方があるのですが、知的の方は字の読めない方もおられるのですよ。ヘルパーがといっても、ヘルパーにも来ていただけていないところがあるわけですよ。現実的には、今、菅委員が言ったように手が届いていない部分が多々あるかというふうに思います。年を召された方ばかりが給付金をもらっているわけではありませんね、課長。そうですね。障害者もいますよ。いろいろな方がおられますよね。字の読めない方もおられます。

町長ね、先ほど僕言った、事務的と言った部分がここら辺にもあるのだろうというふうに思うのです。だめだとは言っていない。努力はしてくれているのだろうと。どうも、答弁を聞いていると、障害者のことに、この人方は冷たいなと、職員の人。全然1個も出てこなかったですよ、障害の方。年を召された方のことは言ったり、老人ホームヘルパー、デイサービスに通っているとか、そういう言葉は出たけれども、そういう方もおられますという一考なんて、一字も出てこない。僕、情けなかったですよ。障害者とともに仕事をし、暮らしている人間として、こんなに冷たいのかな、うちの町はと。現実的に読めないのですよ。

それから、もう一つ言っておきます。同居していない子もいるのですよ。単身世帯。把握できていませんよね。多分できていないと思うのです。僕から言うと、一度もお会いしたこ

とないのだから、保健婦含めて。

ですから、今、菅委員が言ったとおり、台帳に打つときに、先ほども言ったように、今、事務の簡素化のためにパソコンに何千万円という事務機器に投資しているのだけれども、こういうものをフル活用されて、今後、このように言われたいようお願いをしたいと。書けない方もおります。菅委員が言ったとおりです。僕はその部分は菅委員と思いは同じでございますので、これは町が単費で出だしているわけでございます。国から一時給付金というのは障害並びに低所得者の方にお出しをする資金、国が出しているものですから、町はちょっと手間をかけていただきたいと、お願いをしておきますが、町長どうでしょう。

今年度も全部、申し込みまだ来ていないのはありますね、多分。あると思うのです。それは答弁要らないから、多分相当あると思います、現実的に。それをもう一回洗い出していたでいて、再度こうやってお出しくださいよとかいう福祉の、大樹町は福祉の町と言われた町でございますから、町長もその思いは継承されているのだらうと思いますので、これでやめますが、一言お願いをしておきます。町長、いかがですか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま安田委員から臨時福祉給付金の関係、または障害者に対する町の対応等についてご質問をいただきました。

今、臨時福祉給付金という制度に関してのご質問をいただいておりますが、この対応等については、町全体の、町の職員も含めて町の姿勢を問われているというふうに思っております。全ての事務事業に対して、またあらゆる場面で、町民の方々の目線に立った対応が必要だというふうなご意見をいただいているというふうに思っておりますので、この臨時給付金の事務手続に限らず、あらゆる場面でそれぞれの住民の方々に寄り添ったような対応に努めていくということを、この場でお話をさせていただきたいと思っております。

○西田委員長

よろしいでしょうか。（安田委員「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

公衆浴場の存続についてお伺いをいたします。

今年、今年度も運用していただいているのですが、入浴客が1万人を超えていると。大変重要な、まさに公衆浴場としての役割を果たしているというふうに思います。今後とも、この浴場の存続を求める声もまたあるのですね。ぜひ、その点について考えをお伺いいたします。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま志民委員から公衆浴場のあり方についてのご質疑をいただきました。

年間を通してご利用いただいているということで、1日平均50人ぐらいの利用かなというふうに思っておりますし、今回の水道の断水の関係でも、ご不便をおかけしたというふうに思っているところでもあります。私も、町なかに町民の皆さんが利用できるような公衆浴場は、町の規模からいっても必要かなというふうに思っているところでもあります。

ただ、いかんせん、施設が老朽化しているというようなことも含めて、どういう形で整備を進めるのがいいかというところは、これから検討していかなければならないというふうに思っているところでもあります。

利用の関係では、先ほど50人と申し上げましたが、37人程度ということでもあります。今後、どういう形で公衆浴場を運営していく、整備していくことがいいかというところについては、庁舎内、または町民の皆さんのご意見を伺った中で検討していきたいと思っております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

2点あるのですが、1点目は、207ページ、10款教育費の学校給食費の委託料の関係であります。きのうの質疑の中で、質疑なのか総括なのか、ちょっと迷いがあったのですが、総括でお話をさせてください。

昨年の議論で、学校給食におけるパン食、帯広の業者に加工を委託しているという説明を受けて、たまたま大樹に起業として新しくパン屋さんができるということで、今後に向けて地元のパン屋さんの活用をしていく方向でお話をしまして、検討していきたいということだったのですが、今の状況としては、もうオーケーなのですか、まだ道半ばということなのか、だめということなのか、その辺の経過についてお聞きしたいと思います。

○西田委員長

浅井教育長。

○浅井教育長

町内でのパンの製造を行っている業者との契約についてのご質問、昨年も伺っております。業者のほうに、パン給食を賄うだけのことができるかどうかお願いしたところ、現在の設備と人員では難しいということで、今、実際、アレルギーの給食提供者のパン提供については地元業者を使っておりますけれども、全体の600食を賄うだけの提供は業者のほうから難しいというご回答をいただいております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

この質疑の了解をしました。

最後に、141ページ、5款労働費の、昨日、質疑で申し上げました中小企業退職金共済

掛金で、きのうお聞きしたときに、9事業所42名分は個人に対する助成であるというふう
に聞いたのですが、これは間違いないですか。

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

個人を対象にした補助であるという意味でございまして、済みません、補助の対象は事業
者でございます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

そうですね。個人でなかったのではなかろうかということで、僕の理解としては、事業
主が雇用者に対して掛金を1日働いたら証紙を手帳に張ると。25日分たまったら1カ月と
してそういうふうな、ずっと長く働いたらトータルで年数分の退職金をいただけるというこ
となので、個人の負担がないはずだと思ったのですが、わかりました。

それで、加えて、今、大樹町でこの制度に加入していない事業体とか、制度に加入してい
ただいていない雇用されている労働者の実態としてはいるのでしょうか。全員、全事業体が
制度に加入しているという理解でよろしいですか。

○西田委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

先ほどから指摘いただいておりますが、申し訳ございませんけれども、全事業所というこ
とではないと思っておりますが、詳細につきましては後ほど、お時間をいただきまして報告
させていただきたいと思えます。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

ただ、この制度ができてそんなに、浅いものではないですし、ずっとある制度であります。
特にいろいろなことで問題になって、例えば年間150日働いても100枚分しか張ってい
ないとかというようないろいろなトラブルもなかったわけではないと思えます。

ですから、やはり町としては地域の事業体の雇用の問題、地域における雇用を増やしてい
くという一つの人口問題含めての道筋であれば、やはり事業体に積極的に、助成もしている
のですから、その制度に加入するように勧めていくということの日常的な取り組みが大切で
ないかというふうに思えますので、その辺はぜひ、その考え方をお聞きしたいと思えます。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま労働費の中にあります退職金共済制度加入の促進についてのご質疑をいただいております。

平成27年度の対象の加入の状況については、るる説明をさせていただいたとおりであります。申し訳ありません。全体の事業所に対しての未加入の部分については、後ほど資料を提出させていただきたいと思っております。

この制度、働く側、雇用される側にとっても非常に大きなメリットがあるというふうに思っておりますし、この制度の趣旨に鑑みて、未加入の事業体等があった場合については、私どもも町の立場として加入に向けて取り組んでいくということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

わかりました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

同時に、この退職金共済制度では掛金ではありませんが、やはり地域の事業体に対して、そして労働者に対しては、社会保険の加入とか、それから労災の加入含めて、パーフェクトになるように日常的に連携をとって進めていきたいということをお願いして、終わりたいと思っております。

○西田委員長

休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○西田委員長

再開します。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

子どもたちの給食の関係で、遺伝子組み換えの食品のことです。

これは、まだ人類が経験していない食品なのですね。それで、これは安全だというのには何代か、7代とか、そこまで気の遠くなるようなことをくぐらないと安全かどうかというのは確認できないということなのですね。その中で、特に細胞分裂の激しい子どもたち、安全性を求める声というのは非常に高いので、特に給食なんかそういうものを使ってほしくないというふうに思っておりますので、その点についての考えをお伺いいたします。

○西田委員長

角倉学校給食センター所長。

○角倉学校給食センター所長

この件について、大樹町の給食センターにおいては使用しておりませんので、その旨お知らせしたいと思います。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

わかりました。

次、もう1問、行ってよろしいですか。

○西田委員長

どうぞ続けてください。

○志民和義委員

特定健診の健診率の向上についてお伺いいたします。

大樹町としては、非常に高い健診率を誇っているのですが、私も聞いておりますが、頑張っただ担当課もそうですが、私については、ほかの関係ないところの職員からも声をかけられたので、おおとっと思っ、頑張っているなというふうに思ったので、そのぐらいなので、ただ、高いとはいっても100%ではないので、できるだけ100%に近づけるように対策をとっていると思うのですが、その点についてどのような対策をとっているか、お伺いをいたします。（「一般の大人の健診のことなのか」の声あり）私の頭にあったのは普通の一般健診です。40歳以上。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

特定健診につきましては、最新の数字が出ているのが26年度分なのですが58.3%ということで、60%をまずは目標にということで取り組んでおります。

27年度もそろそろ数字が出ると思うのですがけれども、保健師、栄養士等につきましては、まず受けていただくということ、受けた後の受診者について、健康管理という意味で必要な方については電話をかけて訪問して、食事や運動等のアドバイスをしたりという形で取り組んでおります。若いうちから、やはりそういった形で取り組んでいただくことが非常に大事だというふうに認識しておりますので、この分は重点的にPRも含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西田委員長

よろしいですか。

次、質疑ありませんか。

杉森委員。

○杉森俊行委員

129ページ、児童送迎になるのですけれども、児童送迎で前に聞いたことがあるのですけれども、児童は何分ぐらい車に乗っていてもいいのかということ、私は聞いたのですけれども忘れたので、ちょっと教えてください。

それと、旭中島線、浜大樹石坂線で70キロという往復があるのですけれども、これは町の職員とか誰かが走ってみた感じでやっているのですかね。それとも、大体概算的にやっているものなのですかねということを知りたいのですけれども。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

子どもが乗っている時間についてですけれども、大体1時間にはならないような形でというふうに考えておりますけれども、時間の制限というのでしょうか、そういったことについては申しわけございません、ちょっと私、把握はしておりませんでした。

キロ数につきましては、今、グーグルマップ等そういう便利なものがありまして、ここからここというふうにとすると、そこでキロ数が経路で出るものですから、それで、例えばここからこういうふうに行ったら何キロかかるということで確認をして、大体片道35キロ、1回70キロというような形での計算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

131ページなのですけれども、送迎ワゴン車のほうで聞きたいのですけれども、これは20人乗りのワゴン車を買って、旭浜にするのか、生花にするのか知らないのですけれども、そっちのほうに使うと、浜大樹石坂線を浜大樹だけにするというようにすることはできないのでしょうかね。そうすると、浜大樹線は普通車でできるし、生花、晩成と旭と中島のどちらかに使うにしても、これを旭、中島、石坂線に使うというふうにした場合の試算、どれだけの距離と、大型車であれば何ぼの値段がかかって何ぼというふうに出ると思うのですけれども、そういうのを検討してみた結果なのではないでしょうかね。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回購入した園児送迎車につきましては、今回は旭保育所を閉所するというので、その子たちのためにということで10人乗りの車を購入させていただいたところでございます。従前、浜大樹・石坂・生花・晩成のほうにつきましては走っておりましたので、その部分の対応という形での車を購入させていただいたところでございます。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

であれば多分、旭浜、中島、石坂というふうに、浜大樹と石坂を除いて石坂の方面を走った場合の大型車というのですか、20人乗りの大型車が走った場合と、浜大樹の1カ所から走った場合の計算をして考えてやったのでしょうかね。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

その部分につきましては、あくまでも今回は中島、旭ということでしたので、その部分の試算等はしておりませんでした。

以上でございます。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

そういうものを使う場合と回る場所とか、そういうものをきちんと考えて車の配車というのか、購入の仕方をしてもいいのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま杉森委員から保育所の送迎の車の大きさ、または経路等についてのご質疑をいただいております。

今回、平成27年度に購入させていただいた園児送迎用ワゴン車につきましては、10人乗りの車両であります。この車両の用途といたしましては、平成27年3月で閉所いたしました旭保育所の通園児童、幼児に対する送迎用車両ということであります。

各保育所、その前にもそれぞれ保育所がありますが、閉所の際に、通園されていた親御さんから要望としては乗車時間の短縮化ということについては強く要望されるところであります。そういった意味で、その子どもたちを直接送るということで、今回、必要な人員の送迎に使えるような規模の車を購入させていただきました。

今後、幼児数については変動があるというようなことで、幼児数に応じた車両の手配をしていかなければならないということもあります。今後、児童数、幼児数の推移などを見ながら、適切な車の配置と運行に意を注いでいきたいと思っております。

○西田委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

いいのですけれども、幼児というのですか、生花、晩成は7人、旭、中島は6人、浜大樹、

石坂は8人とあるのですけれども、メンバーとかが減ったりなんかするというので、バスも10人乗りという考えでやってきているのですかね。そのところをちょっと聞きたいのですけれども。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

現状の幼児数、子どもの数からして、その車で十分対応できるというもくろみで購入のほうも進めさせていただいているところでもあります。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

市街地の行政区について、ちょっと伺います。

市街地は、12か13の行政区があると思うのですけれども、ほとんどが行政区イコール町内会というような形で運営されているのかなと思います。その中で、区費だとか町内会費だとかという形で運営されていると思います。

昨今、新興住宅の住宅というか、マンションが結構建っているのですよね。そうすると、若い人たちが、そういった人たちが町内会になかなか入ってこないということで、近所づきあいもないということで希薄になっていると。そればかりでなくて、町から配布される書類も届いていないのが実態なのです。ですから、こういったことに対して、今後どんなふうに対応していくか、お聞かせください。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

高橋委員から市街地の行政区にかかわらず、行政区と町内会のあり方、または町内会組織の加入のあり方のご質疑をいただいております。

各行政区への加入の数が減っているというようなことは大きな課題であるというふうに私も認識をしております。特に市街地において、単身者用のマンション、または民間アパート等に入居される若い方々が行政区、または町内会に加入しないということで、いろいろな部分で問題があるというふうに思っております。町的には、町の配布物の配布のあり方、また、行政区にとってはごみの出し方、またはそのごみの取り扱い方などなど、大きな課題があるというふうに思っております。

町といたしましても、公営住宅や単身者住宅(ユースタウン)等に転入の上加入をされる、または町内からでも加入をいただくという点では、私どもも大家の努めとして町内会には加入をしていただきたいという旨のお申し出はさせていただいているところでもあります。

いかんせん、なかなかご理解をいただけない等の課題があります。なかなかどういう形で

進めていくかという部分では明確な答えがないというふうに思っております。町外から転出をされてこられた転入者の方々にも、住民登録の段階で、窓口としてはそういうことのアナウンスはさせていただいているところであります。

私どもも一番心配するのは、災害等でどういう方がいて、どういう方がお住まいで、どういうふうだということを町内会の皆様が把握できないということが非常に危惧するところでありますので、今後とも、どういう形をとれば町内会、または行政区に加入をいただけるかというところは、町としても鋭意取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、いい方法等があればぜひ教えていただきたいという思いでおります。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

今回ちょっと気が付いたのですけれども、私の周りに結構若い独身の方がいるのですよね。ほとんど日中いないということで、今回断水ありましたよね。行ったのだけれども、何とか協力してやると思うのですけれども、全然わからないと。どういったことをやってやったら良いというのがわからないと。そういうこともあるのですよ。ですけれども、できるだけ近所づきあい、そういった町内会に入ってくださいよう、町のほうからPRをしていただきたいと思います。

○西田委員長

答弁よろしいですか。（高橋委員「はい」と呼ぶ）

ほかに、質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

資料請求でいただいた中で、総務のほうだというふうに思うのですが、町の車両等、台数でいきますと、番号振っていますので108台。管理は総務課で行われているのですか。全部、108台分は。どこで管理をされて、総務課でいただいたので、多分総務で管理をしているのだろうというふうに思っているのですが、どこで管理をされているのか。

○西田委員長

松木総務課長

○松木総務課長。

お配りさせていただきました車両の一覧なのですけれども、総務課の管財係で管理しているものが14台でございます。そのほかは、各課、もしくは各事業所、各会計に属している車両でございます。その辺の管理につきましては、この14台を除き、各課において管理をしているという状況でございます。

以上です。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

各課でやっている。総務は車両の台数を把握しているということだろうというふうに思います。

この中で、保険の入っていないものもあるのですよ。現実的に、車両の中で。何でなのだろうなと思ったら、特殊用途自動車、道路パトロール車なんていうのが入っていない。どういふわけで入っていないのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○西田委員長

松木総務課長

○松木総務課長。

お配りいたしました資料の42番から50番までの車両についてでございますけれども、こちらにつきましては、町道維持管理の業務を委託しているところにお預けしている車両でございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

長々しゃべってもまずいので、短くやります。

入らない理由は、保険が高いからなのだろうなというふうに思っております。この理由を一々聞いてもいけないので、現実的に、委託に出している車両だろうというふうに認識を私はいたしました。間違っていたら、違うよと言っただけであれば結構でございます。

ところが、同じ委託をしているところが保険入っていると。これ、何でなのかなと。先に契約、委託に出しているものがきちっと入っていないというのは、理由が何かあるのだろうけれども、やはり町のものに管理委託をした場合は、町の持ち物でございますので、やっぱり保険は入るべきと。まして、除雪等で何かあると大変なことになるといふ、これは結局、委託を受けているほうが全部かぶらなければならないというような状態をつくると。そうすると、万が一を考えたとき、今度委託料を上げなければいけないのではないかと、この分くださいと。

マイクロバスやら給食を運んでいる車は全部入っているのですよ、委託も。この前にやっている、委託する前にやっている業種は入っていて、後からのものは入らないというのは、契約の段階で何かのミスがあったのか、勘違いがあったのかというものだろうというふうに思うのですが。

鈴木建設水道課長、検討していただきたいと思うのですよ。もう終わった話なので、来年度、予算を組む上で、やはり町の持ち物でございますので、人命、万が一払えない事故があったらということだってあるわけですよ。現実的に。家にばんと入ってしまったと、何千万円だったと。ところが、委託を受けているほうが入っていなかった場合は、町の委託責任ですよ。ここら辺も含んで、町長、やっぱり入ってやっていただきたいなど。

入れば、多分、課長、雑駁ですが、私が計算すると20万円ぐらい上乗せになるぐらいの

計算なのかなど。ずっと見ているとね。特殊なものもあるので、1台当たり3万円か4万円ぐらいでないかなというふうに思うものですから、これは来年度に予算に組み入れていただけないかどうか、町長も、そこら辺はどうですか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま町有車両の保険のあり方についてのご質疑をいただきました。

委員ご指摘のとおり、この一覧表にありますとおり、私どものほうで作業委託、業務委託をしております建設土木車両の関係で、任意保険に加入していないという状況が発生しております。幸い、今まで大きな事故等もなく済んだということは、本当に不幸中の幸いかな、ありがたいかなというふうに思っているところでもあります。

ただ、残念ながら、今回グレーダの事故があったということで、車両を直す手立てがなかったということで、その辺については、委託先のご努力で保険に適用できたということで、一安心をしているところでもあります。

対人賠償等については入っておりますが、車両本体に対する保険に入っていないということで、道路維持の関係の業務につきましては、明年度以降も委託業務が伴うということでもありますので、私どもの仕様書にこの部分をどういう形で反映していくかというのは新年度に向けての課題だというふうに思っておりますので、関係者とも協議をした上で、新年度に向けて対応を進めたいと思っております。

○西田委員長

○安田清之委員

前向きに検討していただけるというふうなことだろうとご理解を申し上げておきます。

人命に関わるものには入っていたよと、車両には入っていないよと。これ逆に言うと、車両のほうが高いものがあるのですね。グレーダなんて何千万円でしょう。そこら辺も含めて、来年度に向かって、しっかりご検討をいただきたいというふうに思います。

委員長、次に入ってもよろしいですか。

○西田委員長

どうぞ。

○安田清之委員

きのうも答弁を、流用の問題、僕ちょっと見たら、予備費からも流用されて、何でこういう状態が起きたのか。町長でなくて、やっぱり担当。僕、疑問を感じてしまったものですから、これは現実的に幼稚園の関係なので、措置費ですよ。これというのは、少なくとも国からお金が出てきて払われるのだろうと。それが、何でこういう状態が起きたのか、それがわからないのです。何か遅れましたと、陳謝はされてたようにはお聞きしているのですが、中身をもう少し、こういう理由でこうやって流用したのだということをお聞かせいただきたいと、課長、お願いをいたします。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

予備費を流用することとなった経過でございます。

昨日もご答弁させていただきました法人保育所の措置業務委託料について不足があって、予備費から流用したところです。私のほうの予算の管理が不適切でした。大変申し訳ありませんでした。

予備費を流用する経過ですけれども、昨年、子ども子育て支援の一環として処遇改善制度の見直しがありました。職員の給与等の処遇改善率が見直され、12%から15%にするよというような変更になりまして、法人の部分につきまして北海道へ申請し、許可されたところです。

法人保育所の措置費、委託料で払っている部分につきましては、児童数とか基本単価、その他加算費用を年度末に生産して差額を全て支払うという形にしておりますけれども、この3%分の上乗せになった処遇改善分の補正を3月分の定例会で行うことを失念してしまっただけということで、年度末に予算不足が生じたところです。

ここの処遇改善の12%から15%につきましては、12月の段階での申請でございましたので、昨日、お話ししましたとおり、その時点で必要になった分を補正させていただければこのような部分はなく、余った分については3月定例で精算するというふうになればよかったのでございますが、その部分を私のほうで失念してしまって、このような事態が生じたということでございます。

今後、こういうことがないように、その都度、直近の議会で補正をお願いして、再発しないようにということで努めてまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

るる説明、私のほうのミスでございますという、現実的には、どこかの東京都のあれみたく、やった、やった、やっていない、というような水かけ論はしませんが、現実的に、職員たる者、先ほども町長にはお願いをしておいたところでございますけれども、やはり、適正に処理するものはすると。それで、我々に対しても説明責任を果たしていただかないと、不信感を抱く。どうも、あの部署危ないなど。また、我々にうそは言いませんが、聞かせていただいているのかなという疑問を感じてしまうので。

我々も必要なものは予算もしっかりと、今回でも、議案を出された、議案、本当は条例も何もないものを、我々も子どものために通しているわけですよ。本当は、議員としてあるまじき行為をやっているわけです。だけど、子どものため、仕方がないという思いで皆さんも、思いは仕方がないなど、これはしてやらなければいけないと、この思いでしっかりやっている

わけですから、事務的にしっかり、こういうことのないように。

監査委員からも指摘されなかったのですかね。されなかったら、監査委員も何もやっていないのかなと思うのですが、そこら辺は指摘を受けたのですか、どうですか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま安田委員から、決算に伴いまして流用のあり方のご質疑をいただいております。

大樹町の財務規則で経費の流用については、私が承認をするということでありまして、この決算に関する流用の責任は全て私にあるということで、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

この決算の審査に当たりまして、両監査委員からもこの決算に伴う各流用の扱いについては強いご指摘をいただいているというところでありますし、私どももその後で開催いたしました管理職を対象とした全体庁議の中でも監査委員からいただいた講評についての中身をしっかりと対応しようということ、特にこの流用の部分については、方法としてはあるということではあります、これはそうそう使うような形ではないということも含めて確認をさせていただきました。

委員がご指摘のとおり、事務事業を実施するに当たって、しっかりと予算をつくり、それを議会でお認めをいただいて事務執行をする。年度途中で必要なもの等があれば、補正等を通じて、この議会でしっかりと説明をさせていただきながら執行していくというのが、私たちの務めだというふうに思っております。いかんせん、どうしてもやむを得ない場合で流用させていただくということもゼロではないかなというふうに思っておりますが、金額の大小、または事の重要性等も含めて、流用等についてはしっかりと精査をした上で、最後の最後に、もう致し方ないのというところまでの判断をした上でさせていただくということで、今後対応していきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長ね、そのとおりだと思います。現実的に、町長も大変だろうと思っておりますが、我々は町民のため、言わざるを得ないこともたくさんあるわけですから、やはり監査委員からも指摘を受けないようお願いをしたいと思っております。事務手続等々本当に必要なものは補正予算を我々も認めますよ。本当に必要で、これはどうしてもやらなければならないのだというものであれば、若干のことを堪え忍んで、今回もしているわけですね、町長ね。ですから、そこら辺はご理解をいただいて、適正な事務手続をお願い申し上げておきます。

多分、来年はこんなことがないだろうと思っておりますので、しっかり担当部署含めて、町長、副町長含め、よろしく願いをして終わります。

○委西田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております平成27年度大樹町一般会計決算認定に反対の討論を行います。

一般会計認定の中で、徴税费、十勝圏複合事務組合負担金滞納整理機構への支出でございます。日ごろから滞納整理に町職員が力を合わせて高い収納率を誇っていると考えています。私は、町民の中で起こった問題は、町職員で解決していくことが望ましいと考えております。また、現在の職員の皆さんに、そういう力を備えていると感じております。したがって、この滞納整理機構へ送る必要は、私はないと考えております。よって、本決算認定に反対をいたします。

○西田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

菅委員。

○菅敏範委員

平成27年度一般会計決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

歳入の状況を見ますと、調定額に対する収入割合は、前年度と同じ99.6%となっておりますが、主要財源である町税収入は0.1ポイントのプラス、他の未収科目にあっても0.1から0.2ポイントのプラスとなっており、収納率向上に向けた努力がうかがえます。

歳出の執行率は98.2%で、前年度に比べ3.7ポイントのプラスとなりましたが、翌年度繰越額を除いた不用額は約1億522万円となっていることから、引き続き経費節減に努め、効率的に予算執行されているものと判断いたします。

この結果、実質収支は約2億6,476万円の黒字となり、歳入の確保や歳出の削減に対する努力は評価できるものと考えます。

また、町債残高は、旧尾田中学校改修等事業債の借り入れなどにより1.1%増加しておりますが、基金残高は、歳計剰余金の積み立てなどにより17.8%の増となったほか、北海道市町村備荒資金組合への納付金は約0.5%の配当があり、報告のあった実質公債費比率の将来負担比率が示すとおり、徐々にではありますが財政状況の改善が見られております。

予算執行の内容及び結果についても、監査委員の審査意見書のとおり、各経費とも予算の

目的に沿い、地方自治法、その他の関係法令に基づき適正に執行されておりますので、平成27年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

○西田委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西田委員長

どうぞ、お座りください。

起立7人。起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり認定されました。

◎閉会の議決

○西田委員長

お諮りします。

本日の委員会は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

本日の委員会を延会とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○西田委員長

よって、本日の決算審査特別委員会を延会します。

延会 午後 2時35分

平成27年度決算審査特別委員会会議録（第3号）

平成28年9月15日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 認定第 2号 平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成27年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成27年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成27年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成27年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定について

○出席委員（9名）

1番 船戸健二	3番 杉森俊行	4番 松本敏光
5番 西田輝樹	6番 菅敏範	7番 高橋英昭
8番 安田清之	9番 志民和義	11番 柚原千秋

○欠席委員（1名）

10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	布 目 幹 雄
総 務 課 長	松 木 義 行
総 務 課 参 事	大 林 一 博
企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼 地場産品研究センター所長	黒 川 豊
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村 田 修

農林水産課長兼町営牧場長

瀬尾裕信

建設水道課長兼大樹下水終末処理場長

鈴木敏明

会計管理者出納課長

高橋教一

町立病院事務長

伊勢巖則

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

瀬尾さとみ

<教育委員会>

教 育 長

浅井真介

学校教育課長兼学校給食センター所長

角倉和博

社会教育課長兼図書館長

井上博樹

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

議選監査委員

齊藤徹

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長

小森力

係 長

鎌塚喜代美

◎開議の宣告

○西田委員長

ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○西田委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

3番 杉 森 俊 行 委員

4番 松 本 敏 光 委員

を指名いたします。

◎日程第2 認定第2号

○西田委員長

認定第1号平成27年度大樹町一般会計決算認定については昨日終了しておりますので、本日は、認定第2号平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定についてから審査を始めます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

日程第2 認定第2号平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

毎度、お伺いしているのですが、国民健康保険制度の問題で、歳入になるのか、わかりませんが、国民健康保険の制度自体が、構成する世帯自体が、高齢世帯、そしてまた退職した人たちが加入してくると。これは当然、医療費もかかるということで、ほかの健康保険組合とかにない、やっぱりリスクは高いというふうに考えているのですね。そういうことから、国の国庫補助を、僕はもっともっと健保組合、また社会保険並みに増やすべきではないかと

いうふうに考えていますが、お伺いをいたします。

○西田委員長

本来、総括なのかもしれませんが、(志民委員「総括なのだ、ごめんごめん」と呼ぶ) お答えいただけたらと思いますが。(志民委員「総括でいいです」と呼ぶ) いいですか。そうしたら、総括のほうに回します。

そのほか、質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

一つは、退職者の保険税の関係で、現年度分の歳入です。未済額がゼロなのですけれども、滞納繰越分が歳入あるのですよね、44万5,466円かい。ということは、現年度分がなく過年度分が滞納であるということは、推定すると、かなり古いものが蓄積されているのではと思いますので、履歴と言えませんが、古いものがどの程度からあるのか、教えてください。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま収入未済、古いものでどの年度ぐらいのからあるかというご質問でした。

ご質問については、退職者に関するご質問だったのですが、資料のほう、退職者、それから一般合わせた形での資料しか作成しておりませんので、合わせた形での報告とさせていただきたいと思いますが、滞納繰越の一番古いものにつきましては、平成元年のものからございます。

以上です。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

平成元年ということは、もう四半世紀を超えたということになりますので、これは、払ってもらえるような見通しがあるというふうに理解をしていますか。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

現在、滞納として繰り越している分につきましては、一応納税誓約等を納税義務者との接触がされている中で、これらの対応をさせていただいているところですので、時間かかるかもしれませんが、納税していただけるものということで進めている案件でございます。

以上です。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

その分は、理解をしたよりも、せざるを得ないというか、ということで終わりたいと思います。

それから、歳入の保険税の納入状況なのですが、滞納になっている未済額が2,000万円を超えている状況にあります。そこは徴収に努力をしてもらうということなのですが、一つは、この状況の中で、長期滞納があつて、例えば本人が健康保険税を納めていないけれども、たまたま病気になったと。だけれども、病院で保険の効いた医療が受けられないというような事例はあったのかなかったのか、教えてください。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

まず、滞納が続いている場合の対応についてご説明をさせていただきたいと思います。

滞納の状況、そのときによって完納されない場合でも、部分的に納税していただくようなケースとか、個々のケースによって対応がまちまちになりますが、そういった状況を勘案しながら、一応これも役場内に設けております打ち合わせの機関をつくっておりますが、その中で、一番最初の段階としまして、保険証の期間を短くして発行するというような手だてをとります。通常ですと、国保の保険証につきましては、2年間を期間として発行しておりますが、こういった状況が続いている場合に、6カ月、その後3カ月、1カ月という期間を短くして保険証を発行しまして、保険証を発行するときには役場の窓口に来ていただきますので、その折に、その後の納税の方法とか、そういった部分を相談させていただきながら、次の期間の保険証をお渡しするというような手続を進めてございます。

従いまして、それらの方々につきましては、どうしても病院にかからなければいけないという状況のときに、期間の更新のために役場の窓口を訪れていただけますので、そういった部分で、保険適用なしに病院を受診するとケースについてはないかと思います。

それから、さらに、そういった状況でも、その後の納税がなかなか進まないという場合に、今度は保険証ではなくて、資格書ということで交付をさせていただくようなケースがございます。この場合は、病院にかかったときに3割の負担ではなくて、一度10割全部病院代を払っていただいて、その後、その金額の領収を役場のほうに持ってきて手続をしていただければ、7割を還付するというような手続を進めておりますので、一応形的にはそういった手続を踏まえながら、病院の保険が適用できなくて病院を受診できないというケースについては、ないというふうに考えております。

○西田委員長

菅委員。

○菅敏範委員

僕が聞いたのは、手続上がどういうふうになっていくのかということではなくて、そういう状況に、例えば一般的に言うと、正規にみんな同じ期間で保険証が発行されて、それで病

院治療を受けられるのですけれども、滞納していることによって、それができないことによって、短期の保険証の発行だとか、そういう資格書の発行というような事例に該当した事例があったのか、なかったのか、たくさんあったのかということなのです。あった場合にそうするではなくて、そういう事例がありましたかということなのです。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

済みません。説明が適当でなくて申し訳ございません。

保険証の期間を短くする短期証の交付、それから資格書の発行については、事例はございます。ただ、そのことで病院を受診できないとかという事例については、ないものと承知しております。

○西田委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

不足の中でちょっと聞きたいのですが、健康保険事業の中で、収入未済額というのがずっとたくさん、不足資料の中で出されているもの、出納閉鎖をした後、多分どのぐらいの金額が、全部、入ってきたのはわかると思いますので、合計金額だけでも教えていただければありがたいと思います。出納閉鎖をした後、収入がどのぐらい入ってきているか、お教えてください。

○西田委員長

暫時休憩します。

暫時休憩 午前10時13分

再開 午前10時17分

○西田委員長

再開します。

林住民課長。

○林住民課長

ちょっと資料のほう、準備できていなくて申し訳ございませんでした。

ただいま、滞納繰越のその後の状況についてということでご質問がございました。

まず、滞納繰越にする期限についてでございますが、平成27年度につきまして、滞納繰越分として計上している分、これにつきましては、平成28年3月末日までに入ったものが27年度の収入となりまして、その時点で入っていないものにつきましては、翌年度にまた

繰り越されるという状況になってございます。

それから、現年度の課税分とされているものにつきましては、出納閉鎖期間が終わる5月末日までに入ってきたものにつきましては、現年度の収納とさせていただいて、それ以降6月1日の時点で滞納繰越として計上させていただくということになっております。

この現年分と滞納繰越分として合わせて、平成28年度に滞納繰越で計上させていただいた金額が2,024万8,523円となっております。これは、全ての国保税の合計額となっております。8月末現在になりますけれども、収納されているものにつきましては255万2,110円の額となっております。

以上です。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

そうすると、単純に、まだ千数百万円は入っていないと。滞納繰越になったという考え方がよろしいのですね。トータルで、科目は別にしてもね。現実的に、お金が入ってきたときの処理方法に疑問を私、帳簿でいくと、払っていないお金がこれだけあるよと。前年度分から多分たくさんの方だろうから、ゼロの方もいれば、多年度にわたっている方もいるのだろうというふうに思うのですが、前の年度、平成元年からという方もおられるということ、先ほど聞きましたので、多分、お金を入れたときには、前の分から入れてきているのですよね。多分、平成元年から幾らか入っているから、そのままきちっと滞納分で残してきているのだろうというふうに思っているのですよ。だから、前の分、前の分で処理はさせていただいてという認識でよろしいかどうか。年度。

今回、約1,800万円か900万円ぐらい、出納閉鎖やってから平成28年度に入ってくる金額が、これだけまだ未済額で残っていますよということなので、これが今度入ってきたときは、前の繰越分としてきちっと入れていっているのではないかと。多年度にわたっている方もいるので、そういう方がずっと払っていないのかもしれないし、どうなのかわからないのですが、そこら辺はどうなのでしょう。処理方法。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、滞納額が多額の方が納税された場合にどのような手順で収納していくのかということのご質問がございました。

収納の手順としましては、現年度の税額をまず第一に納税させていただくということにしております。それから、今、委員おっしゃられたように、古いほうから順にというのが基本的な原則になっているのは原則となっておりますが、そこで、こちらの受けるほうの立場としましては、5年間の時効を成立させないですとか、あるいは平成26年度課税分から延滞金の対象にしているとか、そういったような状況がございますので、それら個別の状況に合わ

せまして、納税額を各年度に振り分けたりとかしながら納税者ともご相談した上で、入れる方法について定めているという状況でございます。

以上です。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

我々と官公庁はちょっと違って、その年だけがきちつとなればいいというような考え方の事務処理なのです。普通はね、未収金部分は、お金が入ってきたとしたら未収金分に充てるのですよ。商人はね、現年度分に充てないのですよ。だけれども、官公庁はなぜ現年度分なのか。その意味がちょっとわからないので僕、その部分は事務方法なのか。現実的には未収金部分に入金部分を充当するのが帳面上は正しいものではないでしょうか。その人に対しては。だけれども、今、課長が言ったのは、現年度に入ったものに対して処理をしますと。そういうことになると、繰越欠損を助長するような形にならないですかという意味ですよ。僕の言っているのは。

結局、27年度にお金が払っていません。安田清之40万円借りていますと、役場に。お金40万円入れましたと。今年度も40万円の請求来ましたと。だけれども、役場サイドは、現年度分ですから、今年の方に入金として40万円分は過年度に、未収金でそのまま残ると。ではなくて、27年度分に流用できないのかどうかと聞いているのです僕。現実的には。意味的にわかってもらえますか。

普通は、一般商人でも企業でも、未収金分に充当をすると。そうすると、繰越欠損をしないで、欠損で落とさなくてもいいという状態が生まれるので、それができない理由が何なのか、ちょっと教えていただければ。できないならできないで、法令上こうだよと言っていたければ、それで結構ですし、その部分は監査のほうも見解を持っているのだらうと思うので、ちょっと代表監査にちょっとそこを聞くかな。監査、よろしいですか。

委員長、監査にちょっとここら辺のやり方、詳しいのだらうと思うので、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○西田委員長

先に監査委員の意見を……。

暫時休憩します。

暫時休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○西田委員長

再開します。

安田委員。

○安田清之委員

休憩中にちょっと説明をいただきました。

現実的に、そこら辺の税の徴収の仕方、国から示されているものもあるのだろうというふうに思います。今、現実的に、細かいことをここで出せということは大変なことなので、後日、私はもう能力ありませんので、担当課で説明を受けるといことで、委員長よろしいですか。（委員長「はい」と呼ぶ）それで教をいただきたいというふうに思います。また次回ありますので、そのときにまた勉強した上で質問をさせていただきます。

○西田委員長

この件はこれでよろしいですね。（安田委員「いいですよ」と呼ぶ）

次に、ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

同じ資料の中で、健康保険の一般療養の60ページの特定健康診断、平成27年度4月1日現在1,365人、受給者731人、受給率53.55%と、こうあるわけですよ。これは国民健康保険の方だけというふうに捉えたらよろしいのですか。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

今、主要成果報告のほうの60ページに記載しております特定健康診査の実績についてでございますが、今、委員おっしゃられたように、国保加入者だけの数字ということになってございます。

それで、若干数字の説明を加えさせていただきたいと思いますが、よく平成26年度の特定健診の保険率、大樹は58%を超えて高くなっていますよというお話をさせていただくことがございます。今回、ここの受診率53.55%で下がっているようにちょっと見えてしまうのですけれども、これにつきましては、対象者の人数のとり方、これが年度当初、平成27年4月1日現在のその時点の国保の対象者を拾っているということになります。

58%、平成26年度ありましたというところは、最終的に国保連合会から全道の各町村の実績として報告をされる数字なのですが、そちらにつきましては、年度末の数字ということでの報告で、まだ平成27年度の受診率については、全道の比較したものは出ていないという状況になってございます。

年度末の数字になりますと、国保の該当者であった方が、後期高齢のほうに移行されたとか、途中で社会保険に移られて国保の対象者でなくなったというようなことで、対象者数が減る傾向にございます。それらをもちまして、受診率が最終的には、結果として見える場面では上がってくるというような状況になってございます。

昨年の最終報告、58.3%ほどの報告をさせていただいておりますが、昨年提出させていただいた使用成果の報告では51.75%というような報告をさせていただいております。

て、それと比較すると、平成27年度のほうが伸びているというような形で見ていただければと思います。

以上です。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

約半数の方がお受けになっていると。やっぱり100%に持っていくように、方策を考えていただいたらいいのかなど。特定診断ですから、社会保険については、企業が特定診断を受けなさいと。これは強制でやっていることですが、国民健康保険は役場が一生懸命努力をしてやっている部分が50%、まずね。

では半分、これを受けることによって、保険税がというか、病院にかかる経費等々が変わってくるのだらうなど、健康であればですよ。だから、健康促進のための健康診断だと思っので、病気を見つけるためではないと思うのですよ。予防のために、現実的に受けなさいと。早く治療をしましょうと。それから改善をさせましょうと。それで保健婦が努力をしているのだらうというふうに思うので、これを上げる努力を何か考えていただけないかなと思うのですが、そこら辺何か方策ありますか。

○西田委員長

林住民課長。

○林住民課長

特定健康診査、受診率をまず上げるというところは一番の目標にしているところでございまして、毎回、議会のほうでもご意見をいただいたりしてございます。

大樹町は、全道の中で比較すると、比較的頑張っているほうというか、受診率は高いほうに位置づけられているのですが、町としても、まずは目の前にある60%という目標率を掲げまして、それに向けて保健福祉課、保健師のほうで鋭意努力していただいているところでございます。

特に、受診率向上に関しては、未受診者、何年にもわたってそういった健診とかを受けられていない方、そういった方々にアプローチをしながら、受診を増やしていくというような取り組みをしているところでございます。

さらに、今は、その受診をした後の結果を見ながら、その結果によって重篤にならないようにとか、そういった部分の健康指導についても力を入れているところでございます。何とかして健康で、町民の方に過ごしていただけるような取り組みに向けていきたいということでやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

今、課長のほうから60%目標ということで、過去ずっと50%前後だよな。60%とい

う目安は大変ハードルが高いのだらうと思うのですけれども、保健婦と一生懸命手を携えて、受診率を上げていただくようお願いをしておきます。来年楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

○西田委員長

よろしいですね。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

全般についてということですので、国保税の持っている宿命みたいなところ、これは高齢者、そして自営業者、そして退職者が入ってくるということから、医療費がどうしても上がってくるという宿命にあるというふうに、先日も高齢者の医療費が高いということで報道されておりましたが、そういうことから考えて、これに対する、これは使用者がいないので、国保税の場合やっぱり、国が責任を持っていかないとどうしようもないので、その点についての対策、これについてお伺いをいたします。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、国民健康保険事業全般の制度のあり方についてのご意見をいただきました。

確かに、大樹町の国民健康保険事業、世帯数ではもう1,000人世帯を割ったということ。また、被保険者でも1,800、1,900人を割っているという状況にあります。加入者の構成を見ても、若い方々、そして高齢の方々の加入が多いということで、その分、保険料等の徴収にも影響があるというふうに思いますし、高齢者の方が多いという部分では、医療費の増加につながるというようなこともあろうかというふうに思います。

北海道としましても、この国保事業、北海道を一つの事業で運営するというところで、平成30年度からの目標で、今進んでいるところでもありますし、そういう部分で、この制度がさらに充実強化されて運営されていくということが望ましいかなというふうに思っておりますし、経費の部分でも、少しでも圧縮が図られるということが望ましいかなというふうに思っております。

この事業の運営を改善していくという意味では、先ほど担当の課長からも説明をいたしました。特定健診の受診率を高めると、早期に受診をしていただいて、保険料の高額増加を

少しでも遅らせるということが寛容かなというふうに思っております。

今後の国保の運営事業、国保の制度も含めて、保険医療の制度については、国が責任を持って行うということが当然大前提であるというふうに思いますので、この制度を運営するに当たって、町としてしっかり伝えなければならない案件等が出てきた場合については、しかるべきところでしっかり伝えていくということが私どもの責務かなというふうに思っております。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

ぜひ、国の制度なので、当然、国が責任を持ってやらなければ解決できない問題だというふうに思っています。

ただ、先ほど出ました国保事業の一本化、全道で一本化、広域化していくということなのですけれども、これは全国で国保会計に対して、それぞれの市町村が一般会計から出しているお金の合計が約3,500億円あると。ただ、国もそれを広域化して、経費削減でカバーできるというふうには考えていないということで、3,400億円発足時には出そうというようなことを表明しているということなのですね。

だけれども、一本化したことによって、町村が出さなくなる分、やっぱり国にきちっと出してもらわないと、国保一本化の事業というのは、これもまた破綻してしまうのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

私も、平成30年度に北海道全体でこの国保の事業が取り組まれるようになるということについては、大きな関心も持っておりますし、財政的な部分での期待を寄せているところでもあります。もちろん、制度の中身が向上するというのも大切なことだというふうに思っております。

統一される北海道全体で運営されるということで、今現在、大樹町から国保会計のほうに持ち出しをしている部分についても、少しでも軽減が図れるということは大きな期待を寄せているところでもありますし、制度の充実に向けても期待をしているところでもあります。

国は国の立場として、国保事業の運営に対してしっかりと責任を持って行うということは、今後も当然だというふうに思っておりますので、国の推移も含めて見守っていきたいと思っております。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに、総括質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって総括質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第2号平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎日程第3 認定第3号

○西田委員長

次に、日程第3 認定第3号平成27年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

後期高齢者医療特別会計ですが、これは、かつて老人保健でやっていたということで、広域ではなくて、それぞれ町村でやっていたわけですね。そのとき、特別なことはなかったのですが、後期高齢に移ってから、どうも高齢者、世帯でいた人たちも今までなかったのに払わなければならないとか、天引きのことでいろいろご不満もあって、やっぱりこれは、今までの制度でよかったのではないかという声があるのですね。

そんなことで、私は後期高齢者医療の問題というのは、そういうところを、高齢者を区別

することなく、また高齢者に負担が増えないような仕組みというのはやっぱり必要だというふうに考えていますが、その点についていかがでしょうか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、後期高齢者制度全般に関するご質疑をいただいております。

後期高齢者制度、北海道全体で連合会を組織して運営をしているところでもあります。後期高齢者として国が定めた高齢者の皆様方の医療を担う重要な組織である、制度であるというふうに認識をしております。

この制度を使って運営されているということで、委員からは、過去のこの制度のあり方についてのご意見をいただいているところでもあります。ただ、こういう形で医療の充実を図るという部分では、この制度はしっかりとした基盤に基づいて運営されているということで、私はメリットがあるのではないかなというふうに思っているところでもあります。

いかなる制度を用いたとしても、医療が高額になっていくような制度というのは望んではないということでもありますので、この制度で医療制度が運営されるに当たって、私もしっかり医療費が高額になっていくようなことのないように、事は見守っていきたいというふうに思っております。

ただ、こういう形で高齢者の医療を進めるということについては、私もその意は十分理解できるというふうに思いますので、今後も引き続きこの制度で高齢者の医療の充実を図っていきたいと思っております。

○西田委員長

ほかに、総括質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております平成27年度後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の討論を行います。

この制度は、発足時から高齢者を区別することになる、保険料を払わなくてもよかった人も払わなければならなくなる、年金天引きになったと、批判が非常に多く、一部批判が多く是正されたものの、かつての老人保険制度でよかったのではないかという声もあることから、本決算認定に反対をいたします。

○西田委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

船戸委員。

○船戸健二委員

ただいま議題となっております認定第3号平成27年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築されたものです。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、8年を経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収や対象者の加入、脱退の届け出、また保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところです。

本会計においては、事業運営が円滑に進められており、事務処理においても適切に処理されていることから、本会計の決算に賛成いたします。

○西田委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、認定第3号平成27年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西田委員長

起立7人。起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○西田委員長

再開いたします。

◎日程第4 認定第4号

○西田委員長

日程第4 認定第4号平成27年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

265ページの不納欠損額、これにつきまして先般ちょっとご説明願ったので、概ね理解しておりますけれども、ちょっとお聞きしたいのですけれども、そのとき、納入について拒否したということで、徴収権消滅時効を選択されて、そのために時効が成立したのだよというような説明を受けたと思うのですよ。

そのことによって、今度の保険が効かないと思うのですけれども、そういったことを理解した上で選択されたのか。それとも、もう一つは、理解していても、そういった保険料を支払うことが困難だということで、こういう成立だったのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

不納欠損された方につきましては、介護保険料を払わなかった場合のペナルティーも含めて、ご説明をさせていただいております。不納欠損をしてしまいますと、その部分については、後から払うということになっても、町では債権がもう消滅しているということで、ありませんので、その分をもらってサービスを提供するということはできませんよという紙を持って行って、段階的にこういうふうになってきますよということで説明しまして、ご本人、あるいは家族の方に説明をした上で、払わないというようなことで時効が成立して、不納欠損をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

それで、今は健康でそういった介護を受けなくていいのかもしれないのですけれども、もしそうなった場合、相当額がかかると思うのですよ。そういった面で、支払いができるのかどうか、そういった危惧をします。それを本人ができなかった場合、親族で支払う、そういったことができるのかどうか。請求できるのかどうか、お聞かせください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

不納欠損された方については、本来であれば1割負担であるのですが、ご本人の負担が3割ということになります。この3割負担も、先ほど国保税のところでは住民課長がご説明しました、まず一度10割分を払っていただいて、残りは領収書を持ってきていただいた中から7割をお支払いするというようになります。

介護保険の場合、さらにその中で、現年分とか滞納分、要は不納欠損になっていない分があるときは、7割戻す中からさらに現在の滞納分、時効になっていない分を差し引くというようなこととなります。ですので、そういうことも含めてご説明をさせていただいております。

ですから、まず不納欠損された方も含めてなのですが、まず未納の部分を納めてくださいということをご理解いただきまして、3割負担だけで済むような形で、7割を全部返せるようにということにしたいのでというご説明をさせていただいているところでございます。

仮に、例えば施設とかに入ると、一月20万円から30万円ということになりますので、それを一度、本人なり家族が立てかえるというのは非常に厳しいということにもなりますので、まずはその欠損していない部分の滞納分のお支払いをお願いしたいということで、こちらのほうとしてもお話をするようなことでございます。

以上でございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

今回の平成25年度分なのですが、これ以前にも、こういった不納があったのかどうか。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回不納欠損した方については、平成13年分から不納欠損しているということでございます。

以上でございます。

○西田委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

こういった場合、生活保護だとか、そういった手段もあると思うのですが、そういったことは可能なかどうか。ちょっとお聞かせください。

○西田委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

生活保護につきましては、個人ではなく、世帯でその方の生活状況を判断させていただくということになります。ですので、例えばご家族の中で収入のある方がいらっしゃるということになりますと、生活保護は受けられないということになります。もちろん、収入がなくて払えないという方であれば、そういった選択肢もあろうかと思えますけれども、今回、不納欠損させていただいた方については、ご家族もいらっしゃるということで、そういう選択はちょっとできなかったということでございます。

以上でございます。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第4号平成27年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎日程第5 認定第5号

○西田委員長

次に、日程第5 認定第5号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより、歳入歳出の総括質疑を行います。
総括質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより、認定第5号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり認定されました。
暫時休憩します。

暫時休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○西田委員長

再開いたします。

◎日程第6 認定第6号

○西田委員長

次に、日程第6 認定第6号平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之君

下水道会計等について、コンピューターだとか、いろいろな関係で入れて、事務の書式が変わったのかと思うのですが、ここら辺は全然変わっていない。従来どおりでよろしいのかな。

○西田委員長

安田委員、確認しますけれども、今、公共下水道の、それでいいのですね。

○安田清之委員

多分、予算で認めて、決算の水道なり下水道の書き方が変わったと思うのですが、中身はこのまま従来どおりなのですが、どこか変わったところあるのだろうか。何も変わらないのかな。そこだけ。予算で認めたのだよな、水道。コンピューターか何か入れかえたのか。

○西田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

コンピューターの絡みのシステムに関しましては、料金関係の徴収とかというのは、下水道、上水道と合わせてやっておりますので、入れ替えてはいるのですけれども、決算とか予算関係につきましては、下水は一般会計、特別会計のほうと同じシステムを使っておりまして、システムの入替はしておりません。

上水のほうは企業会計ということですので、そちらのほうは入れ替えて、様式は従前に倣ったような形で出すようにはしておりますけれども、上水のほうは多少変わっております。

○西田委員長

よろしいですか。

総括質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、認定第6号平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎日程第7 認定第7号

○西田委員長

次に、日程第7 認定第7号平成27年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

総括質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

特に、坂下浄水場の関係についてお伺いいたします。

坂下浄水場については、表流水をとっているということから、濁りが年々ひどくなってきているということで、大分前に、取水したところに前処理施設を設けたのですね。これで大丈夫かなと思ったら、こういう今年みたいな非常事態が起きるわけで、安心して取水できるような方法か何か施策、設備、そういうものは考えられるのでしょうか。

○西田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今回の川の濁りの取水の関係につきましては、決算とはちょっと離れるところかと思いま

すけれども、昨年、平成27年度の運用につきましては、本来、川の濁った水を汲むというところで、施設も保護しながらきれいな安心な水をつくっていかないといけないというところもございまして、余裕を見ながら、多少濁りがひどいときなどは取水しないで、ためた水で運用しながらというやり方をやっております。

今回のところにつきましては、いろいろな薬剤関係を入れて、ポリ塩化アルミニウム（PAC）という薬剤を使ったり、苛性ソーダという薬剤を使ったり、いろいろな薬剤を使って濁りをとるような、色度をとるような仕組みをやっておりますけれども、そういった中では、近年は川が暴れるような形で、水質が刻々と変わってきていて、なかなか浄水するのも難しい状態にはなってきておりますけれども、今、志民委員おっしゃられた前処理施設を有効に使うような形で、いろいろ職員が工夫しながらやっていければいいと、今回も考えております。

今回につきましては、従前、数字で言ってもなかなか伝わらないと思いますけれども、河川の濁度が30度という、数字の濁度があるのですけれども、そちらで取水をしないで、施設を保護しながら運用していたところなのですけれども、今回については、河川の濁度200度というような高濁度からつくるような形で、薬品を調合しながら細かい繊細な調合部分というのがあるのですけれども、その辺の運用をしながらやっております。

実際、今回の台風に関しましては、装置が測れる上限が500度なのですけれども、その500度を超したような濁度ということで、すごいきつい濁度になっておりまして、その濁度が以前でしたら二、三日ですずっときれいな水に変わっていくのですけれども、川の性質が変わったということで、十日たってもなかなか濁度が40度ぐらいにしか落ちないだとかということで、やはり川の性格というのですか、変わった状況にはあるのですけれども、そんな中でも施設を守りながら皆さんに安心して飲めるお水を配ろうとして努力しているところでございます。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

今までの施設を大事に使いながらやっていくということで、理解していいのですか。

○西田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

施設を壊してしまったら、その時点で、何日間も本当に、何カ月も断水して施設を復旧させないといけないという事態になってしまいますので、そういったことはやっぱり避けるために、いろいろ調整してやっていきたいと考えてございます。

○西田委員長

志民委員。

○志民和義委員

今のところそうしたら、新しい施設を設けるというようなことは必要ないと考えますか。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、坂下浄水場の施設の関係のご質疑をいただいております。

ご承知のとおり、大樹町は、住吉系の浄水場と坂下の浄水場を有しております。住吉系の浄水場につきましては、急速ろ過という方式で水のろ過をさせていただいておりますし、坂下浄水場につきましては、緩速ろ過ということで、穏やかなろ過方法で行っているということです。

ただ、従前、坂下系の水質が非常に安定したきれいな水質だったということではありますが、近年、大雨等の水が出たときに濁度が異常に高くなるという例がここ一、二年顕著に出てきているところであります。そういう意味で、坂下系の水を供給している、特に尾田地域から上大樹、中大樹までの部分について、なかなか濁度が落ちないということで、水の供給に苦慮している状況はあります。

今後、それを改善すべく、どういう方法があるかというのは、建設水道課原課のほうとも、またはいろいろな方々にご相談させていただかなければならないというふうに思っております。今後続くようであれば、上水のあり方については何らかの検討が必要かなというふうに思っておりますが、当面、今の形で水をつくっていくということで水道事業のほうは進めていきたいというふうに思っております。

○西田委員長

よろしいですか。

ほかに、総括質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

水道について、監査のほうから出されている文面に、単価が値上がりしているよと、つくるのに。この中身をずっと読んでいくと、管やらいろいろ、施設も老朽化してきていますよと、今後という文面が出てきているのですが、この中身、代監のほうから指摘を受けていることについて何か協議をされたのか、改善策を模索しているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○西田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

そちらの関係につきましては、今年度の予算に絡むところなのですが、今年度予算をお認めいただきまして、耐震関係も含めて、施設の更新をすべく委託に出させていただきまして、その結果を踏まえて、計画的に古い施設の更新という形を検討していく材料として予算を見て執行させていただいているところでございます。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

これは平成27年度ですから、平成28年度では改善されるというふうに解釈をしてもよろしいのかどうか。指摘をされていることは、水をつくるのに原価が上がっていますよと、今後、健全な仕組みをするのにはこうですよというような指摘を受けておりますので、平成28年度はよくなるというふうな解釈でよろしいですね。

○西田委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今、今後の施設の更新に関係しまして委託させていただいているところなのですが、安田委員おっしゃるような平成28年度に委託を出している状態でございますので、その結果を見て、それから先の計画を順次立てていくということになってございますので、いま、平成28年度すぐ改善するという内容には至ってございません。ご了解いただければと思います。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

平成28年度もわからないよと、現実的にはね、そういう答弁だろうと。

町長、健全にならなければ、町の持ち出しが1億数千万円、毎年、持ち出すわけですよ。町長のお考えは、水道料金を上げる気がないのかあるのかは別にして、健全にするために方策は、町長どのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○西田委員長

酒森町長。

○酒森町長

監査報告の中にもありますが、給水原価並びに供給単価の平成23年度からの推移が掲載されております。その中で、差異が広がっていくとうことで、この部分がやはり今後経営の健全化のためにも解消をしていく必要があるかなというふうに思っているところでもあります。

給水原価については、水をつくるという原価でありますので、年々上昇しているということではあります。この上昇をいかに抑えられるかということが非常に重要なポイントになるかと思いますが、いろいろな条件等もあって、この部分についてはなかなか押さええるというのが難しいかなというふうに思っておりますが、平成27年度の単価に極力近づけられるような方策を講じて、平成28年度事業に取り組んでいるところでもあります。

供給単価につきましても上昇しておりますが、この部分についても、少しでも利用してもらえるということがこの水道会計の健全化に資するのかなというふうに思っておりますの

で、無駄に使ってもらおうということは望んではおりませんが、水道を使っただく、また運営面も含めて事務関係も含めて、経費の部分で少しでも改善、または軽減が図れるようなものがあれば、水道事業の最終的な収支のバランスに寄与する部分もあるというふうに思っておりますので、鋭意そういうところも含めて、水道事業会計を運営していきたいと思っております。

○西田委員長

安田委員。

○安田清之委員

中身については、今、町長、お話をいただきました。事務やら機械の寿命を延ばしながらということだろうというふうに思います。

しかしながら、抜本的な方策にはなれません。現実的には、小手先でございます。抜本的な方策は、少なくともお考えをいただくようお願いしておきます。どうせいとは言いませんので、また来年度も聞きますので、同じことを。方策はことし1年、まだ来年の予算を考える上で時間がございますので、中身については担当部署並びに町長含めて、これを改善するためにはどうするのだということのお考えをいただいて、来年またお聞きいたしますので、予算のことも同じことを聞きますので、しっかりと論議をしていただきたいというふうに思います。

やめますから、これで。

○西田委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第7号平成27年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎日程第8 認定第8号

○西田委員長

次に、日程第8 認定第8号平成27年度大樹町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第8号平成27年度大樹町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎日程第9 認定第9号

○西田委員長

次に、日程第9 認定第9号平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定についての件を議題といたします。

決算の歳入歳出全般について質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより、歳入歳出の総括質疑を行います。
総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

総括質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西田委員長

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより、認定第9号平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算認定についての件を採決いたします。
本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり認定されました。
これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。
お諮りします。
本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。
よって、審査報告書は正副委員長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

○西田委員長

これをもって、決算審査特別委員会を閉会します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西田委員長

ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会は、本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○西田委員長

これで、特別委員会を閉じます。

閉会 午前11時29分